

する。

註二 娘の四柱と合婚する。これを「宮合クダウ」と言ひ、最初娘の家で吉日を卜してから男の方へ通知する。それを更に男の方で占ひ、良ければそれで決定するが、悪ければ更に消吉する。これを當地では南婚北祭（南婚とは婚禮は南婚が宜い。北祭とは祭禮は北婚が宜いと云ふこと）と言つて重視する。四柱から消吉迄の期間は一定してゐない。

註三 納幣は結婚前日に準備し、結婚の直前に送ることが通例であるが、それで衣服を作ることもあるので、それ以前に送ることもある。以前は納幣の日を別に定めてゐた。納幣の使者にも亦酒肴を供する。又西鮮では、嫁入道具の全部を、婿の方から納幣として送るところもある。

註四 青紅の色糸を使ふのは、月姥の青糸紅糸から來たものらしい。

註五 西鮮では、部落共有の添箱を備へてゐて、その都度使用料を取つてゐるところがある。

註六 雇夫は「婚箱」を背負ひ、雁を捧持して婿に先行する。先方ではごぎを敷き、御膳に伏紗を擴げて待つ。雇夫はそのごぎの上を歩行し、恭々しく雁を受膳の上に置く。

註七 婚禮の式は以前は必ず黄昏に行はれた。紗燈を持つて迎へに行くのは、その當時の慣習の名残りである。

註八 壽母とは新婦の禮節一切を指導する者であり、殆ど職業化されてゐるといふ。

二 結婚證書

(1) 「結婚には證書を作成することを要するか」 要しない。

朝鮮には戸籍制度が確立されてゐるので結婚證書作成の必要はない。又結婚式には、親戚知友すべてが立會ふ

ことになつてゐるので、これによつて證明され、又同時に結婚届を提出するのが普通である。

但し當地方には、未だに無籍者が非常に多い。従つて現在これ等の人達の間には、結婚證書に署名してゐる者も多い。證書の用紙は滿洲國ではなく別に之を印刷してゐる。「それは滿人のを直似たのではないか」以前には滿洲の官衛で賣出してゐたのでそれを買つて用ひてゐたからその直似だらうと思ふ。十四五年前に私は證書を書いたのを一度見たことがある。——崔

第三目 婚姻の無効及び取消

一 婚姻の不成立

(1) 「次の場合は不成立か」

(イ) 「人違の場合」 然り。

(ロ) 「公開の儀式を擧げない場合」 否。(不成立——安東)

(ハ) 「婚姻を禁じられた近親者の婚姻の場合」 然り。

(2) 「その他どんな場合に結婚は不成立か」 見合結婚は最近の傾向である。又事實上結婚を強行する以上、如何なる場合でもどうにもならない。

二 婚姻の否認

(1) 「次の場合婚姻を否認することができるか」

- (イ) 「相當の年齢に達せずして結婚した場合」 できない。
- (ロ) 「同意権者の同意を缺いた場合」 できない。(できる——安東)
- (ハ) 「重婚の場合」 できる。
- (ニ) 「婚姻前性的缺陷があつて、治療の見込のないことが結婚後判明した場合」 できる。(男はできるが、女はできない——安東)
- (ホ) 「詐欺又は強迫によつて結婚した場合」 できる。(できない——安東)
- (ヘ) 「結婚前不治の悪疾(例、癩、花柳病)又は不治の精神病あることが、結婚後判明した場合」 できる。(男はできる。女はできない。——安東)
- (ト) 「婚姻前阿片モルヒネ等を用ふる不良嗜好あることが、結婚後判明した場合」 できる。
- (2) 「右の外尙如何なる場合婚姻を否認することができるか」 結婚前既に妊娠してゐたことが判明したやうな場合。

第三項 婚姻の效力

一 姓

- (1) 「妻は婚姻により自己の姓の上に男の姓を冠するか」 冠しない。
- (2) 「妻は婚姻により夫の姓に改めるか」 改めない。姓は元來その血統を表示するものであるから、永遠

に變らないと考へられてゐる。又姓を變へることは、何か非常な悪いことをした場合に、強制的に懲罰として變へさせられてゐた。故にこれは非常な恥辱とされ。延ては人を罵る場合などに、「お前は姓を變へるやうな人間だ」などと言ふくらゐである。

但し創氏以來は、氏だけは改めることになる。

「輯安」——昔から姓は血統を表すものとして、結婚により姓を改めたり夫の姓を冠するやうなことはない。然しこんど氏の制度ができたから夫の氏に改めることになつた。昨年朝鮮總督府で氏の制度が設けられたことは朝鮮の一般の人々にはどう響いてゐるか。金本——昔からの慣習から考へると創氏は不愉快に感ずることもあるが一般の人は慣習上さうなつてゐるからさうしたといふまで、創氏は賛成とも不賛成とも言へない。福島——朝鮮はほんたうの話は日本がなかつたら、ロシアか何處かの物になり朝鮮の名もなくなつてしまつてゐたかも知れない。鮮人たる私共の考へから言へば、日本と朝鮮とは離れることは出来ない。將來は内地人と朝鮮人とは區別をつけてはならない。日鮮一如にならねばならぬ。日鮮が同じ民族になり互に信頼せねばならない。創氏もこれを實現するためでないかと思ふ。従つて新しく氏を定めた者は日本人と同じやうな氏を定めてゐるのみならず、呼び方も日本流に呼んでゐる。東亞新秩序の建設に當つては朝鮮にも徴兵令が施行せられ、日鮮の區別がないやうにしなければならぬ。これがためには創氏はよいことと思ふ。柳澤——日支事變後は日鮮が一體にならねばならぬとの考へ方が強くなつて來た。日本人と同じ姓になることは、日鮮人の區別がつかなくなり、日鮮が一つ

になる上に都合がよい。

二 夫 權

- (1) 「妻が左の行爲をするには夫の許可を要するか」
(イ) 「妻が金を貸す場合」 要する。
(ロ) 「金を借り又は保證する場合」 要する。
(ハ) 「自己の土地建物又は重要な動産を賣り、質、抵當に入れる場合」 要する。
(ニ) 「訴を起す場合」 要する。
(ホ) 「自己の重要な財産を贈與する場合」 要する。
(ヘ) 「他人より贈與を受ける場合」 要する。
(ト) 「他人と身體の拘束を受ける契約を締結する場合」 要する。
(2) 「右の外如何なる行爲が夫の許可を要するか」 朝鮮に於ける夫權は非常に強い。妻は殆ど附屬物とされてゐるので、絶對服従が要求されてゐる。従つて、妻固有の財産などは殆どあり得ない。女が嫁に行く時、それに財産を持たせてやるのはあるが、それは向ふへ行けば必ず夫の名義とする。自分の名義としておくのは僅かに上流社會のみである。故に上掲のやうなかうした問題は多くはない。
(3) 「以上の場合夫の許可を要する時は、夫の許可なき理由を以て、夫又は妻は、その行爲を取消することが

できるか」 できる。

第四項 夫婦の財産

一 妻の私有財産

(1) 「妻は金銭、土地、建物、家畜等の財産を私有することがあるか」 有る。但しその名義は多くは妻のものとしてをき、事實上は妻の父が所有してゐるのである。男の子ができるとか、その他離婚する心配がないといふことが分つてから始めて夫に引渡すのが普通である。此の場合始めて夫の名義に着換へる。それは、妻が自分の名義として保有することは、夫を信用しないといふことになり、延ては夫の感情を害し、それが不和の原因となることが多いからである。故に男の子ができ、最早離縁される虞れがないと見極めてから、初めて引渡して夫の名義とする譯である。殊に男の子ができないといふことは、他から養子を入れねばならないので、早く夫の名義にしてしまふと、取られてしまふ虞れがあるからである。

(2) 「次の財産は妻の私有か、夫妻二人の所有か」

(イ) 「妻が實家より持参した粧奩」 妻の所有、離婚したとき持つて歸る(戸主の財産となる——安東)

(ロ) 「妻が實家より持参した粧奩以外の財産の所有」 離婚したとき持つて歸る。(戸主の財産となる

——安東)

(ハ) 「妻自身が他から贈與を受けたもの」 夫妻(戸主の財産となる——安東)

結婚後に貰つたものは、假令妻が貰つたものでも、單獨には所有できぬ。

(ニ) 「妻が自己の勞力により得た報酬」 同様(戸主の財産となる——安東)

(ホ) 「妻の私有財産から生じた利益」 本來は妻のものであるが土地の収益などは妻の物として別にしないから皆夫のもの戸主のものとなつてしまふ。然し金の利息などは妻のものとなるであらう。

(3) 「右の外妻の私有財産にどんなものがあるか」 財産を別個にすることは夫婦不和のものである。故に妻が私有財産を持つことは不合理とされてゐるので、かうした例は極めて少ない。これは財産の所有形態が漢民族とは異なるからである。

「輯安」——妻が實家から持つて來た財産は夫の所有になる。妻が財産を有することは絶対にない。假に妻が財産を所有しても夫の財産になる。

(4) 「(2)の(イ)乃至(ホ)の財産が、妻の私有でないとすれば、一家に他の股(例へば夫の兄弟)があるときはその財産は」

(イ) 「妻の所有か」 否。

(ロ) 「夫妻二人の所有か」 然り。

(ハ) 「家族全體の所有か」 否。

二 夫妻財産契約

(1) 「夫婦は契約を以て夫婦財産關係を定めることがあるか」 無い。只再婚の場合伴れ子があり、その時持つて來た財産を伴れ子のものとする爲、別にすることはある。

三 財産の管理、使用、収益、處分

(1)(イ) 「夫は妻の財産を管理するか」 する。これは夫婦一心同體の觀念によるものである。

(ロ) 「妻は夫の財産を管理するか」 することがある。

(2)(イ) 「夫は妻の財産を使用し収益することができるか」 できる。

(ロ) 「妻は夫の財産を使用し収益することができるか」 できる。

(3)(イ) 「夫は妻の財産を妻に無斷で處分することができるか」 できない。

(ロ) 「妻は夫の財産を夫に無斷で處分することができるか」 できない。

四 債務の辦濟

(1) 「妻は自己の財産を以て夫の左の債務を辦濟する義務があるか」

(イ) 「夫に支拂能力ある場合」

(A) 「家族の家庭生活費用」 有る。

(B) 「その他夫が家の爲に負擔した債務」 有る。

(C) 「夫が家の爲でない理由で負擔した債務(例、遊興費)」 有る。

結局は不和の問題であるが、普通は區別しない。即ち夫は無上の存在であるから、道徳上慣習上から言つても支拂ふべきだ。然し現在の法律上では支拂ふ義務がないので、法律を知つてゐる者の中には支拂を免れんとし、財産を子や妻の名義に書換へてゐる者もある。

(ロ) 「夫に支拂能力なき場合」

(A) 「家族の生活費用」 有る。

(B) 「その他夫が家の爲に負擔した債務」 有る。

(C) 「夫が家の爲でない理由で負擔した債務(例、遊興費)」 有る。

(2) 「夫は自己の財産を以て妻の左の債務を辦済する義務があるか」

(イ) 「妻に支拂能力ある場合」

(A) 「妻が家の爲に負擔した債務」 有る。

(B) 「妻が家の爲でない理由で負擔した債務」(例、身分不相當の奢侈品の代金) 有るが絶對的では

なし。

(ロ) 「妻に支拂能力なき場合」

(A) 「妻が家の爲に負擔した債務」 有る。

(B) 「妻が家の爲でない理由で負擔した債務(例、身分不相當な奢侈品の代金)」 有る。

五 婚姻關係消滅後の妻の私有財産

離婚又は夫の死亡により再婚した妻は、その私有財産を持去ることが出来るか 本來の私有財産は持つて行ける。相続財産はその家に附いてゐるものであるからできないが、子もなく、又繼嗣もなければ、持つて行かれない。

第五項 離婚及別居

第一目 協議離婚

一 協議離婚の同意

(1) 「成年夫妻が協議離婚する場合、父母の同意を要するか」 要する。

(2) 「何歳位に達すれば協議離婚に付父母の同意を要しないか」 大きくなつてからでも、父母在世中であれば、必ず雙方の父母の同意が必要である。

二 手續

(1) 「協議離婚には書面の作成を必要とするか」 必要とする。

(2) 「右書面にはどういふことを記載するか(證書があれば寫を添へること)」 此の手續は地方によつて異つてゐる。例へば妻——北鮮では納幣文(結婚書)を半分切斷して各々その半片を所持し、これを以て離婚の證とする。松山——南鮮では別に證書を作成してゐた。妻——近頃は違つてゐる。そしてそれを面長に届けて戸

籍面から抹消する。此の證書にはこれからは夫婦の関係がないことを證すと書く。(男は許婚書に左の手形をとり、女は請婚書に左の手形をとる。但下級の者に限る——安東)

(3) 「證人の立會を必要とするか」 要する。但しかうしたことに對して證人となることは誰も喜ばないから證人を求めることは困難である。故に時として證人なしの場合もあるが、その故に無効とは言へないだらう。(要しない——安東)

第二目 裁判離婚

一 夫の離婚請求原因

(1) 「左の事情ある場合、夫は離婚を請求することができるか(法律に依らず慣習によること、實例がない場合は意見を書くこと)」

- (イ) 「妻が重婚した時」 できる。
- (ロ) 「妻が姦通した時」 できる。
- (ハ) 「夫に對し同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を加へた時」 できる。
- (ニ) 「妻が夫の父母、祖父母に對し反抗し、又は同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を加へた時」 できる。
- (ホ) 「妻が前妻の子女を虐待したとき」 できる。

(ヘ) 「妻が家出して長く歸らぬとき」 できる。

(ト) 「妻が夫を殺害しようと企てたとき」 できる。

(チ) 「妻に悪疾(例、癩、花柳病)あり、治癒の見込がないとき」 できる。但し夫から感染したものはできない。

(リ) 「妻が重大な精神病で治癒の見込のないとき」 できない。これは妻の過失ではないから。

(ヌ) 「妻に阿片、モルヒネ等を用ゐる不良嗜好あるとき」 離婚されたことにより生活ができぬ虞れがあればできない。

(ル) 「妻の生死が三年以上分らぬとき」 できる。

(ヲ) 「妻が三年以上の徒刑に處せられ、又は詐欺窃盜の如き破廉恥罪を犯したことにより徒刑に處せられたとき」 できる。

(ワ) 「夫婦が不和で同居を続けることができないとき」 不和の原因が相手の過失にある時であればできる。

(カ) 「夫婦の父母、祖父母が、互に殺害するやうな事實があつたとき(昔は義絶の理由の一つ)」 できる。

(2) 「右の外如何なる場合、夫は離婚を請求することができるか」 外には考へられない。昔は離婚原因として(七去之惡)といふことがあつた。

二 妻の離婚請求原因

(1) 「左の事情ある場合、妻は離婚を請求することができるか」(法律によらず慣習によること、實例がない場合は意見を述べること)

(イ) 「夫が重婚したとき」 できる。

(ロ) 「夫が他の女と姦通又は娼樓に流連するが如く甚だしく不行跡なるとき」 できる。

(ハ) 「夫より同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を受けたとき」 できる。

(ニ) 「夫の父母又は祖父母より同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を受けたとき」 できない。寧ろ親子別居等の方法に據るべきである。

(ホ) 「夫の右以外の家族より同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を受けたとき」 できない。元來朝鮮は大家族ではないから、同居家族よりかうしたことを受ける心配は少い。

(ヘ) 「夫より賣淫その他の賤業を強要せられたとき」 できる。

(ト) 「夫より故なく遺棄せられて、その状態が繼續するとき」 できる。

(チ) 「夫が妻を殺害しようとして企てたとき」 できる。

(リ) 「夫に悪疾があつて治癒の見込のないとき」(例、癲、花柳病等) できる。

(ヌ) 「夫が重大な精神病で治癒の見込のないとき」 できない。

(ル) 「夫が阿片モルヒネ等を用ゐる不良嗜好あるとき」 できない。

(ヲ) 「夫の生死が三年以上分らぬとき」 例はないが、できると思ふ。但し道義上批難される。

(ツ) 「夫が三年以上の徒刑に處せられ、又は詐欺窃盜の如き破廉恥罪を犯したことにより徒刑に處せられたとき」 できない。

(カ) 「夫婦が不和で同居を續けることができないとき」 相手方にその原因となるべき過失があればできるが、此の場合多くは第三者から注告して圓滿にをさめる。

(ヨ) 「夫婦の父母、祖父母が互に殺害するやうな事實があつたとき、(昔は義絶の理由の一)」 できる。

三 配偶者の父母による離婚

(1)(イ) 「父母が單獨の意見を以て子の妻を追出し、離婚させることができるか」 できない。昔はできたやうであるが、今は子の意見に隨ふのが普通である。(できる。稀にある——安東)

(2)(1) 「父母が單獨の意見を以て女を夫の家より連戻し離婚させることができるか」 できない。

第三目 離婚の效力

一 離婚と子女

(1) 「離婚の場合子女は普通夫が養育するか」 然り。

(2)(イ) 「離婚せられた妻が、幼少の子女を養育することがあるか」 ある。又雙方合議の上子供を分けることがある。その分方は普通男の子は夫に、女の子は妻にとする場合が多い。但しこれは妻が再婚しない場合のことで、再婚すれば後夫との間に子ができるから連れて行かない。

(ロ) 「右の場合夫のみならず、夫の父母の許可を要するか」 要する。

(ハ) 「離婚せられた妻が養育する場合子女は夫の姓を附するか」 附する。

(ニ) 「妻の姓を附することがあるか」 無い。

(ヘ) 「その子女が成長したとき夫の家に歸還するか」 然り。普通は歸る。

(ト) 「歸還しないことがあるか」 無いとは言へない。

(チ) 「ありとせばどういふ場合か」 歸るべき家を持たぬとき、又は歸るべき家が非常に貧しいときなど。

(リ) 「妻が養育するとき養育費用は何人が負擔するか」 夫が負擔するのが普通である。但し返さぬ約束のものは妻が負擔する。

二 結納及女方の贈與物の返還

(1) 「妻の責(例へば姦通)により離婚した場合、結納を返還せねばならぬか」 要する。又返還を請求することもできるであらうが、かうした場合には殆ど放棄するだらう。額が極めて少いから。

(2) 「夫の責(例へば虐待)により離婚した場合女方の贈與物を返還せねばならぬか」 同様。

三 損害賠償

(1) 「夫妻の一方が他方の責により離婚し損害を受けたとき、賠償を請求することができるか」 できる。例へば、再婚費が入用だから出せと言ふが如きである。(できない——安東)

(2) 「右の場合財産以外の損害(精神上の苦痛)についても賠償の請求ができるか」 一般の知識はそこ迄は進んでゐない。だから未だ行はれてはゐない。

第四目 別居

一 別居の有無

「夫婦不和の爲居を異にしてゐることがあるか」 有る。

二 別居の原因

「ありとせば如何なる不和の原因に基づくか」 妾關係が最も多い。此の外親に對する不遜な行爲があるが離縁程度に至らぬもの、或は親が嫌ふものなど色々ある。

三 別居中の妻の生活費

「別居期間中の妻の生活費は夫より支給するか」 支給する。

四 別居の手續

(1) 「別居には證書を作成するか」 作成しない。

第六項 童養媳、贅夫、冥婚その他

第一目 童養媳

一 童養媳の有無

「童養媳（俗に小媳婦、小接媳婦、又は團圓媳婦、即ち結婚年齢に達しない子女を婚約して男の家に引取り養育し、結婚年齢に達すれば式を挙げて結婚させる制度）を貰ふことがあるか」 有る。こちらではこれを豫婦と言つてゐる。江原道方面でよく見たが、漸次減少の傾向にある。

二 童養の原因

「どんな場合に童養媳が行はれるか」

- 1 農村で労働力の不足を補はんとする場合。
- 2 母親が老年で、家に人手がなく家事を世話して呉れる者がいないとき。
- 3 正式に結婚式を挙げると非常な金がかかるが、貧乏な家では豫婦だと披露だけすればよいから。
- 4 年取つてからできた子の爲に、萬一の場合を考慮して早く嫁を持たせるとき。
- 5 法定年齢に達してゐないので、正式の手續ができない爲、事實上夫婦生活をしてゐるが豫婦としておくとき。
- 6 此の子は何姓の何歳の子と一緒にしておかないと災難があるなど、いふ迷信から早く嫁を貰ふとき。

7 女の家が貧困で養育が出来ないとき。

8 女の家の家業が女の將來に悪影響を及ぼす虞れあるとき。

9 婚約後女の家が遠隔の地に移住するので、他へ嫁に行つてしまふ事を防ぐため、また遠隔の地であると結婚することが非常に不便であるから。

「輯安」——婚約後女の親が死亡したとき養ふ者がいないときもする。

三 童養の手續

(1) 「童養はどんな手續で行はれるか」 別に手續はない。

(2) 「證書を作成するか」 口頭契約が多い。

(3) 「作成するとすればどういふことを記載するか」 作成するとしても、それは童養の證書ではなく、中には或る程度の身代金を支拂つて引取ることもあるので、その場合に身代金の受取りと言つた意味で、證文を取ることがあるだらう。

(4)(イ) 「男の方より女の方へ金その他の財物をやるか」 結納としては一般と同じに送る。これは身價の意味ではない。

(4)(ロ) 「その額如何」 額は分らない。

四 童養媳の結婚儀式

(1) 「童養媳の結婚には儀式を擧げることを要するか」 要する。(要しない——安東)
 (2) 「要するとせば普通の結婚式と如何なる點が異なるか」 普通は婿が嫁の家に行つて行ふが、豫婦の場合には男の家で擧式する。その際女の生家には通知する。又式は普通の場合に比し極めて簡單であつて、髮を結び直して盃を取交すくらゐなものである。

五 童養媳の地位

(1) 「童養媳は既婚の妻と家庭上同一地位に立つか」 異なる。
 (2) 「異なるるとすればどういふ點が違ふか」 同居者の立場に立つ。只同居先の父母に對しては、父、母と呼ぶだけで、未婚の夫とは口もきかず、又特定の稱呼もない。滿漢人のやうに兄弟姉妹とも言はない。

第二目 贅夫(贅婿及び養老女婿)

一 招婿の原因

「どんな場合にどういふ目的で贅夫(贅婿、養老女婿)を招くことが行はれてゐるか」 贅婿はあるが、養老女婿といふのはない。又近來は非常に少くなつた。而してその原因としては次の如き場合があげられる。
 1 年を取つたが子がまだ小さく、家務の處理に困るとき、
 2 女だけで男の子がないとき、これが大部分、これは内地の婿養子に似てゐる。雇人で性質のよい者と娘と一緒にさせることもある。率婿とも書くが音は同じくテリサウと言つてゐる。

二 招婿の手續

(1) 「招婿は儀式を擧げるか」 擧げる。(擧げない——安東)
 (2) 「擧げるとすれば普通の結婚式とはどういふ點が異なるか」 別に異るところはない。
 (3) 「證書を作成することを要するか」 要する。(要しない——安東)
 (4) 「證書にはどんなことを記載するか」 觀念としてはやはり娘を外の家に遣るのであるから、普通の結婚と少しも變らない。只夫の身柄が、女の父母の家に同居してゐるだけに過ぎないので、特に異つたものはない。

三 姓

(1) 「贅夫(贅婿、養老女婿)は妻の姓に改めるか」 改めない。
 (2) 「贅夫はその本姓に妻の姓を冠するか」 冠しない。
 (3) 「妻はその本姓に贅夫の姓を冠するか」 冠しない。
 (4) 「その子女は夫妻の何れの姓に従ふか」 夫の姓に従ふ。

元來朝鮮では、女は必ず他家へ出嫁するもの、家の繼承は絶対にできないものといふ不文律が嚴存するので、他姓から婿養子することもなく、又妻が嫁してから夫の姓を冠するやうな慣習もない。

四 贅夫の地位

(1) 「贅夫と妻の財産關係に付ては、普通の妻の財産關係とどんな點が違ふか」 テリサウが働いて得た收

入はテリサウ個人のものとなる。外は違はない。

(2) 「右の外贅婦の妻に對する権利は普通の夫妻とどんな點が違ふか」 違はない。

五 招婿の期間(養老女婿を除く)

(1) 「妻の父母生存中招婿した場合普通贅夫が妻の家に居る期間を定めるか」 定めることもある。(定めない——安東)

(2)(イ) 「どんな場合に定めるか」 子供が小さい爲にその一人前に生長する迄見て貰ふとき。

(ロ) 「その内容如何」 女の子だけの場合に招婿するときは、殆ど一生その家にゐるのが普通であるが、前記のやうに、決めるのは子供が小さいときに多いので、子供が結婚する迄とか、何歳に達する迄とか言ふのが多い。

(3) 「定めない場合はその贅夫が妻の父母生存中妻と共にその家を去ることができるか」 できないことはない。只不道德と批難されるだけである。(できない——安東)

(4) 「右の外どんな場合に贅夫は妻と共に妻の夫母の家を去ることができるか」 贅夫は元來前述のやうな理由で同居してゐるので、その事由がやめば何時でも出て行くだらうし、或はその父母との間に不和を生ずるやうなこともあるだらうし、そんな場合は別居することはやむを得ない。只女だけで嗣子を立てなければ、將來はその家の財産を貰ふことになるので、家を去ることは少い。

六 養老女婿

(1) 「妻の父母は自己の養老の爲に贅夫を貰ふことがあるか」 かうしたことはあるが、別な名前では呼ばず、一律にテリサウと言つてゐる。テリサウには養老といふ意味もある。

(2) 「ありとせば贅夫が養老の義務を盡さぬときは妻の父母は贅夫を追出し離婚させることができるか」 離婚させることはできない。従つて、追出すとすれば結局妻を追出さねばならない。

(3)(イ) 「養老女婿は普通贅夫が妻の父母の家にゐる期間を定めるか」 定めることもある。

(ロ) 「どんな場合に定めるか」 前項の場合と殆ど同様である。

(ハ) 「その内容如何」 前同。

(ニ) 「定めない場合はその贅夫が妻の父母生存中妻と共にその家を去ることができるか」 道徳上できない。

(ホ) 「右の外どんな場合に贅夫は妻と共に妻の父母の家を去ることができるか」 親が虐待したやうな場合、

七 婿養子

(1) 「贅夫は妻の父母の養子となり、養父の姓に改めることがあるか」 無い。異姓からの養子は絶対にしないのが従來の慣習である。然し今回創氏されたので、今後は他姓からもするやうになるだらう。良いことだと

思ふ。但し今しばらくは宗孫（本家）だけは絶対にしないだらう。

「輯安」——この制度を設けることはよい。

八 入 夫

「父母の死後家に娘だけしかゐない場合男がこれと結婚して女の家に入りその姓に改めること（入夫）があるか」
無い。只姓をその儘にして女の家に入ることはある。即ち外孫奉祀がこれである。

第三目 冥婚その他

一 冥 婚

(1) 「冥婚（男女雙方死後の結婚）の實例があるか」 従来はかうした慣習はない。只最近これに類する一例が新聞に出たのを見た。それは或る志願兵が戦死をした。ところがその志願兵には約婚者があつたが、その約婚者も死亡し、それ等が結婚さしてくれと言つて夢枕に立つたので結婚さしたといふのである。

二 その他

(1) 「其他異つた種類の結婚及び夫婦關係の慣習（例、抱夫媳、一妻多夫）がどの地方にあるか」 かうした慣習はない。只双婚（サマハカシ）三婚（サムハカシ）といふのがあるが、これは特に異つたものではない。

(2) 「ありとせばその内容はどうか」 要するに姉妹同志の交換結婚である。例へば茲に仲の良い兩家があり、兩家共男女一人宛の子供がある場合、これを同時に結婚せしめる。三婚の場合も同様、三家の男女を同時に

結婚せしめる方法である。今これを例示すれば次のやうな方法である。



第五節 妾

一(1) 「どういふ原因で妾を貰ふか」

1 多くは後繼者たる男子を得る爲、従来は後繼者たる男の子がなければ、上、中、下各層共貰ふのが普通であつた。それは孔子の「不孝有三無後爲大」といふ訓へから來た考へ方である。

2 享樂の爲に貰ふこともある。

3 子を多く得て子孫を繁榮させようとする場合もある。

4 昔は早婚であつたから、普通女が四、五歳も歳上の場合が多かつた。従つて女が早く老衰したので、妾を置く場合もあつた。

5 妾に家務をとらせるためのこともあつた。

(2) 「どういふ原因で妾になるか」

- 1 後家となり生活に困難を感じた場合(後家は初婚の家には行けないし、又正妻にもなり難い)。
 - 2 貧乏で金を必要とする場合。
 - 3 妓生などが請出された場合(正妻にはなれない)。
- 妾になるのは都會地では妓生が多い。未婚の娘が妾になるやうなことは殆んどない。近來特になくなった。

二 納妾と父母・妻

(1) 「妾を貰ふには妻の同意を要するか」 要する。昔は、妾を置く場合には、禮曹(今の司法)に願出で、その許可がなければ置くことは出来なかつた。従つて繼嗣を得る爲に聘したものは妻として待遇し、娛樂の爲のものだけを妾と稱してゐた。今日でも、繼嗣を得る爲には寧ろ周圍より勸めるし、娛樂の爲ならばこつそりかくれてやるのが多い。

(2) 「妻は夫の爲に妾を貰ふことがあるか」 有る。子のない場合、又は自分が老衰して夫に性的満足を得へ得ぬ場合、妻から勸めて妾を納れる場合がある。これは、妻が將來自分と妾との間を考へるからであり、どうせ納れねばならぬとすれば、自分の眼鏡に叶つた者を、自分の手で納れておけば、家庭の混亂も防止し得るだらうし、自分の老後も安心だからといふのである。

(3) 「妾を貰ふには父母の同意を要するか」 要する。子のないとき子を得るため貰ふ妾は父母の同意を得るが、さうでないときはこつそり貰ふ。

(4) 「父母は子の爲に妾を貰ふことがあるか」 有る。

三 納妾の手續

- (1)(イ) 「妾を貰ふ場合、金銭、その他の財物を交付するか」 交付する。金額は後家などを貰ふときは少く、妓生などを貰ふときは負債が多いから、金額も多くなる。
- (ロ) 「右の金銭その他の財物は何人に交付するか」 その親又は近親者に交付する。
- (ハ) 「右は身價の意味を以て交付するか」 然り。(否。父母扶養の趣旨である——安東)
- (ニ) 「その他如何なる意味を以て交付するか(結納と比較すること)」 形式は結納であるが、事實上は多く身價である。
- (2)(イ) 「式を擧げるか」 多くはこつそりやる。妻が知れば大變なことになるから。
- (ロ) 「擧げるとせば、結婚の式とどう異なるか」 擧げる場合は、前項(ニ)の場合のやうに、普通の結婚式と同様である。

元來妾に對する一般の觀念は、孟子の所謂「聘則爲妻、奔則爲妾」であり、聘の場合は公式に式を擧げ、奔の場合はこつそりやる。即ち此の一事だけでも妻と妾の地位は推測することができる。事實又妾となるものは、身分の低い者、妓生出身者、後家などで正式に妻となることの望めないものに多い。

四 妾の地位

- (1) 「妾は通常妻より低い家庭から貰ふか」 然り。
- (2) 「妾の家庭に於ける地位は妻とどういふ風に違ふか」 極めて賤しい地位に立つ。即ち本妻に對しては奴隸の關係に立ち、女中の役割を果す。但し子供ができるとその地位は少しよくなる。妻に對して姉妹といふやうな待遇はしない。

五 家庭生活状態

- (1) 「妾を有する場合夫婦生活はどうしてゐるか」 同じ家であれば部屋を別にするが、多くは別居してゐて日を決めて來住する。
- (2) 「妾を貰つた爲、家庭内に不和を生ずることはないか」 生ずる。「有妾亡家之本」といふ。
- (3) 「不和の爲家庭内に如何なる状態を生ずるか」 お互に異腹の子を虐めたりする。不和になるのが常態である。

六 夫と妾との財産關係

- (1)(イ) 「妾の私有財産は妻の私有財産關係と同様か」 異なる。
- (ロ) 「異なると思はばどういふ關係が異なるか」 その地位が安定してゐないので、どうしても財産私有の觀念が強い。只子供ができると、その地位も安定して來るので、漸次妻と同様になつて來る。

(2)(イ) 「夫と妾との財産契約は、夫婦財産契約關係と同様か」 異なる。

(ロ) 「異なると思はばどういふ點が異なるか」 別に契約はしない。只明に區別する。そして子供があれば子供の名義としてをく。

(3)(イ) 「夫と妾との財産管理使用收益處分は夫と妻との場合と同様か」 異なる。

(ロ) 「異なると思はばどういふ點が異なるか」 子があれば妻と同じやうな立場に立つが、なければ皆自分でやる。

(4)(イ) 「男方と妾との債務辦濟關係は、夫と妻との場合と同様か」 同じ。

妾には収入がないのだから、妾の債務は夫が拂ふのが普通である。妾は夫の債務を拂つてやるが、拂はねばならぬ義務はない。妾が夫に何か商賣をさして貰つてゐるやうな場合は、その収益から夫の債務も支拂はねばならないであらう。

(5)(イ) 「妾關係の解消又は男方の死亡により他家へ行つた妾は妻が再婚した場合と同様、私有財産を持去ることができるか」 できる。

(ロ) 「妻の場合と異なると思はばどういふ點が異なるか」 此の權利は妻よりも強い。

七 扶 正

(1) 「正妻の死後妾が正妻になることがあるか」 有る。然し「扶正」といふ語はない。昔は禮曹の許可を

要した。

- (2) 「ありとせば儀式を擧げるか」 擧げる。(擧げない——安東)
- (3) 「擧げるとせば普通の結婚の儀式とどんな點が違ふか」 結婚の儀式のやうな式は擧げない。兩班の家庭であれば、祖先の祠堂の前に行つてそのことを報告する。但し昇格を證する特別な名稱はない。但し世間では、如何に昇格しても、妾はやはり妾と言てゐる。妾が正妻に昇格したことを單的に證明するものに祖先の祭祀がある。此の場合正妻は必ず亞獻を勤めるが、妾は亞獻たり得ない。即ち祖先の祭祀を行ふ場合、必ず初獻、亞獻、終獻の三名が定められる。而して初獻者には長男がなり、亞獻者にはその妻、終獻者には弟や娘婿やその他の近親者がなる。故に昇格しておれば此の亞獻者たり得るが、昇格してゐなければできない。因に昇格できるのは多くは子供のある者に限られてゐる。又此の祭祀は、先人が亡くなれば、一年中八回行はれる。

八 妾關係の消滅

- (1)(イ) 「妾關係は夫の一方的意思により解消できるか」 できる。別に拘束せられることはない。
- (2)(イ) 「妾關係は女の一方的意思表示により解除できるか」 できる。拘束はされない。
- (3)(イ) 「夫の死後、夫の父母、祖父母、兄弟、妻、子女、家長等は妾を追出すことができるか」 できる。(ロ) 「できるとすればどういふ場合か」 元來道義的にはできない。殊に子のある者や、老人になつた者などは可愛想だからできないが、その他の者ならばやれる。

- (4)(イ) 「夫の死後妾は自らその家を去ることができるか」 できる。
- (ロ) 「できるとせばどういふ場合か」 元來夫あつての妾であるから。
- (5) 「妾の責でない理由で妾關係を消滅せしめた場合、妾に生活費又は惜別費(慰藉料)を供することを要するか」 要する。

九 納妾者の數

- (1) 「調査地域で大凡幾夫婦又は幾戸の内、妾を有する者は大凡幾人か」 京城方面には多いが、北鮮には少い。間島省内では殆ど千分の一ぐらゐの割合、概して都會地に多く田舎には少い。(安東省では三百戸に一人位——安東)

- (2) 「妾を有する者は、如何なる階級職業の者に多いか」 有力者、即ち地位のある者、金を持つてゐる者ほど多い。(富者、商人に多い。地主、官吏には少い——安東)

一〇 妾制度の存廢

- (1) 「一般の人は妾の制度を廢するがよいと考へてゐるか」 然り。
- (2) 「その理由を詳細に説明すること」 昔は次のやうな觀念が男性の間を支配してゐた。即ち一夫一婦は匹婦の例、一妻一妾は常夫の常事である、といふ考へ方である。故に妾を持つことは却つて誇りであつた。然るに此の考へ方は、今日では漸次廢れて、妾を持つことを却つて恥とするやうになり、四十歳以下で持つてゐる者

は殆どなくなつた。又従來は、假令妻に離縁に値ひするやうなことがあつても、離縁を以て不道德としてゐた爲に、離縁を避ける代りに、妾を容れることによつてこれを償つてゐたが、今日では、寧ろ妾を納れるよりも離縁して後妻を娶るやうになつた。従つて、今日では漸次離縁が増加する傾向にある。故に畜妾の制度を廢止しても何等差支へない。

第六節 親 子

第一項 妻、妾の子、私生子

一 妾の子の地位

「妾の子は本妻の子と一般社會に於て差別待遇をしてゐるか」 非常な差別がある。庶子になると出世にもかゝはるし、結婚條件もよくない。こつそり戸籍面は本妻の子として届出る者もある。

二 私生子の地位

(1) 「妻、妾以外の女との間に生れた子(私生子)は母が普通養育してゐるか」 養育してゐる。

(2) 「養育しないとせば普通どう處置してゐるか」 以前は寡婦が子を生み、娘が子を生めば、非常な恥として、墮胎するか、密かに殺すか、捨子するか、何れにしても自分の手許で養ふやうなことはなかつた。ところが今日では、多くは養つてゐる。只捨子の風習は今日仍ほ幾分残つてゐる。

(3) 「右の私生子と妾の子との間には、一般社會に於て差別待遇をしてゐるか」 してゐる。妾の子よりも一段低い。(差別してゐない——安東)

三 私生子の認知

(1) 「私生子又はその母は父に認知を求めることができるか」 できる。

(2) 「父が私生子を認知することが行はれてゐるか」 昔は男の子であり、自分の子であると考へるならば求められる迄もなく、決して否認することはなかつたが、此の頃の若い人達の間では、否認する傾向が多く、こつそり金をやつて認めないやう話をつけるものもある。恥とするからである。(妻——子のない人ならば妾を持つよりはよいから寧ろ他人の子でも自分の子として認めたがる。)(行はれてゐる——安東)

(3) 「行はれてゐるとすれば、どういふ方法でこれを公示するか」 戸籍に届けるのが正當であるが、當地方の無籍者の間では、自分の家に引取つて養ふか、又は扶養料をやるなどによつて表示される。

(5) 「胎内にある子を認知することができるか」 ないとは言へない。

(6) 「既に死亡した私生子を認知することができるか」 無い。

第二項 嗣 親 子

第一目 總 則

立嗣の目的

(1) 「立嗣は通常次の目的ですか」

(イ) 「宗祧を繼承せしめる爲(祖先及自己の祭祀不斷の爲)」 然り。

(ロ) 「財産を繼承せしむる爲か」 然らず。

(ハ) 「嗣親の養老の爲か」 然り。

(ニ) 「その他どんな目的ですか」 元來鮮人間に於ける嗣子の意味は、繼承する子と言ふ意味であつて、實子たる長男、即ち推定家督相續人を指すものである。即ち鮮人間では滿人の嗣子を養子と言ひ、立嗣することとを立後、嗣子となることを入後と言ひ、必ず同族同本の者で子のない者でなければならぬ。又他姓からの養子は收養子と言ひ、これは繼承せしむる目的の爲ではないから、同族外からでも又子のある場合でも差支へない。

(2) 「普通右のうち何れを重視するか」 (イ)を第一に重視し、次は(ハ)を重視する。

第二目 嗣 親

一 女 子

(1) 「未婚の女子は如何なる場合に於ても、自己の爲立嗣(嗣子を立てる)することができないか」 できない。

(2) 「できないとせば、女子に宗祧繼承権がない爲か」 それもあるが、家をなしてゐないことも一つの理由である。

二 無 子 者

(1) 「既に男の子のある者が更に立嗣することができるか」 できない。(できる——安東)

(2) 「できるとせばどんな場合か」 昔は子が庶子である場合できた。「子が風癩白痴の場合かどうか」

松山——できると思ふ。妾、權——さういふ例は知らぬ。(嫡出子なき場合——安東)

三 成 年 者

(1) 「嗣父たる者は原則として成年者(滿二十歳)に限るか」 原則としてさうであるが、年齢の関係だけではない。必ず結婚してゐる者でなければならない。

(2) 「未成年の男子が死亡したとき次の場合未成年者の爲に立嗣することができるか」

(イ) 「己に結婚して死亡したとき」 できる。

(ロ) 「婚約後未だ結婚せずして死亡し、その妻が夫の家に入り再嫁しない(過門守貞)とき」

(ハ) 「未だ結婚せずして戦死したとき」 まだこんな例は聞かない。(できない——安東)

(ニ) 「獨子死亡し同宗中にその父の爲に嗣子となるべき輩分相當の者がいないとき」 できないと思ふ。

(既婚者ならで——安東)

(ホ) 「獨子死亡し、その父の爲に嗣子となるべき人が、その父又は母と不和のとき」 できないと思ふ。

元來祭祀を受くる資格は、夫婦揃つてゐることが要件である。従つて、獨身であつてもいけない。

四 既婚者

- (1) 「嗣父たる者は原則として結婚した者に限るか」 限る。
 - (2) 「未婚の男子死亡したとき、次の場合未婚者の爲に立嗣することができるか」
 - (イ) 「成年者」(滿二十歳)が死亡したとき」 できない。
 - (ロ) 「前問(ロ)の場合」 できる。
 - (ハ) 「前問(ハ)の場合」 できない。(できる——安東)
 - (ニ) 「前問(ニ)の場合」 できない。
 - (ホ) 「前問(ホ)の場合」 できない。
 - (3)(イ) 「未婚の男子生存中立嗣し得る場合があるか」 無し。
- 結婚せずしてできないことは前に述べたとほりである。死んだ者の墓には夫婦を並べて埋めて、始めて祭を繼いで貰ふことができるのである。従つて、チョンガーである以上幾歳になつてもできない。これは、夫妻はせずして子ができるかといふ考へ方からきてゐる。

五年 年齢

- (1) 「嗣父は嗣子より年長者たることを要するか」 要する。
- (2) 「嗣母は嗣子より年長者たることを要するか」 要する。

六 死亡者

- (3) 「死者その者の爲に立嗣する場合でも右の制限があるか」 ある。
- (1) 「出家者(僧侶道士となりたる者)の爲に死亡者と同様立嗣することができるか」 できない。
 - (2) 「死亡者が生前立嗣を欲せざる意思を表示した場合でも、その者の爲に立嗣することができるか」 できない。(祖先の祭祀の爲ならばできる——安東)
 - (3) 「嗣父となり得る者が死亡したときは、その妻父母及び祖父母は、死亡者の爲に立嗣することを要するか」 要する。當然なことである。

第三目 嗣子

- (1) 「嗣子となる者は男子に限るか」 限る。
- (2) 「然りとせばその理由」 女は宗祧を継げないから。

二 同姓の親族

- (1) 「嗣子は同姓(同族、同宗)の者に限るか」 限る。
- (2) 「然りとせばその理由如何」 同じ血統であることを必要とするが故である。同本であつても異姓であればいけない。例へば金海の許と金、晋州の姜、鄭・河は同宗同本ではあるが異姓であるから出来ない。従つて嗣子は同本、同族、同姓でなければいけないと考へられてゐる。

三 異姓の親族

(1) 「異姓(同姓不同宗の者も含む、以下同じ)の親族は、どんな場合に嗣子とすることができるか」 如何なる場合でもできない。

(2) 「左の異姓親族は嗣子と爲すことを得るか」

(イ) 「女の夫(女婿)」 できない。

(ロ) 「姉妹の子(外甥)」 できない。

(ハ) 「妻の兄弟の子(妻姪)」 できない。

(ニ) 「妻の姉妹の子(妻外甥)」 できない。

(ホ) 「父の姉妹の孫(表姪即ち姑舅姪)」 できない。

(ヘ) 「父の姉妹の外孫(右同)」 できない。

(ト) 「母の兄弟の孫(右同)」 できない。

(チ) 「母の兄弟の外孫(右同)」 できない。

(リ) 「母の姉妹の孫(兩姨姪)」 できない。

(ヌ) 「母の姉妹の外孫(同右)」 できない。

(ル) 「右の外、如何なる異姓親族を嗣子とすることを得るか」 如何なるものもできない。

四、親族関係なき者

(1) 「親族関係のない者を嗣子とすることができるか」 絶対にできない。

(2) 「幼少から撫育した者は、親族関係のない場合でも嗣子とすることができるか」 できない。

五 輩分相當者

(1) 「嗣子は嗣親より一輩低いことを要するか(昭穆相當、嗣親の兄弟の子と輩分同じ者)」 要する。

(2) 「嗣子を立てず、直ちに嗣孫を立てることができるか(例へば、兄弟の孫を立嗣するが如し)」 できない。

5。

(3) 「できるとせば、女の子を嗣孫とすることが出来るか」 できない。

六 死亡者の嗣子となすべき輩分相當者なき場合、族中に死亡者の嗣子となすべき輩分相當者が不在の場合

(1) 「死亡者の父に別子(死亡者の實兄弟)がある場合」

(イ) 「その別子が事實上子を生む可能性がある場合、豫めその將來生れる子を嗣子とすること(虚名待繼)が行はれてゐるか」 生れた後に、行ふことはあるが、虚名待繼などの言葉は使はない。

(ロ) 「右の場合、將來子の出生を待つて嗣子とすること(待生孫以嗣)が行はれてゐるか」 待生孫以嗣などの言葉はない。生れるを待つて生れた後に養子とする。

(2) 「死亡者の父に別子が不在の場合」

(イ) 「その父が事實上別子を生む可能性がある場合別子が生れ、更にその孫の生れるのを待つて嗣子とすることが行はれてゐるか」 行はれてゐる。松山——和龍縣にその例があつた。即ち長男は死んだがその母は若く子を生む可能性があつたので、長男の妻は再婚せず、弟の生れるのを待つて、更にそれが成長した後結婚して生れた子を自分の後嗣とした。再婚しなかつたことを節婦として表彰されたことがある。

(ロ) 「その父が事實上別子を生む可能性がない場合父の爲に嗣子を立て、その嗣子に將來子の生れるのを待つて更に死者の子とすること(待生孫以嗣)が行はれてゐるか」 長男が結婚してゐたならば長男の嗣子は貰へるが、父の爲の立嗣はできない。父の孫をこしらへ且養老の意味で父の家に入り、生れた子を長男の子にするやうなことはある。この場合父が死亡せば財産は孫に行くことになり、孫の父は孫が成年になるまで後見してやるに過ぎない。即ち長子が宗祧を繼承する原則は絶対に動かない譯である。

七 死亡者

「死亡した者を嗣子と爲し、その子を嗣孫とすることが行はれてゐるか」 行はれてゐる。然し白骨養子などの言葉はない。(神主養子といふ言葉がある——安東)

八 獨子

「兄弟のない者(獨子)が出繼して、専ら他人の嗣子となることができるか」 弟に子が一人しかないとき、専ら兄の後を繼ぐこととはあるが、兄に子が一人しかないとき弟の家を繼ぐことはできない。宗孫を重んずるか

らである。

松山——自分は長門長子であるが、自分よりも先に弟に子が生れた。すると母(當時父は死んでゐた)はこれは兄の子にしようと言つて、伴れて來て自分の長男として族譜に入れました。勿論そのとき私には子を生む可能性は充分にあつたが、家法として最初の子は長男の長子として繼承者たらしめることになつてゐたので、それに従つた。當時自分の考へでは自分に更に男の子が出來たら、その子を弟の養子にする積りであつたが弟にも赤子が出來、自分にも赤子が出來たので、その儘として育てゐる。従つて、自分の家では弟の子が長子(養子)となつてゐる。外の人は、しきりに罷養(養子縁組解消)しろといふが、自分は親の指定であるのみならず、何れにしても、親の目から見れば可愛い長孫だからとて、その儘にしてゐる。これによつても宗孫を重んずることが分る。

九 兼 祧

朝鮮ではかうした習慣はない。只南鮮には「生養家奉祀」といふのがある。つまり生家と養家の兩方を祀る意味である。北鮮では後繼のないのが長門長子であり、弟に子が一人しかないとき自分の家を絶家しても兄の家を繼がなければならない。この場合兄の家の子孫が弟の方を祭るのを「無後祭」と言つてゐる。弟の方では一人子を兄の養子にして自分で別に養子を貰ふこともある。(弟の家の子が同時に子無き兄の家を嗣ぐことがある——安東)

一〇 長子

- (1) 「長子の長子は次子の嗣子となることができるか」 できない。
- (2) 「次子の長子は他その嗣子となることができるか」 長子の嗣子となることはできる。長男に子のないときは寧ろこれが當然である。

第四目 立嗣及其その手續

一 死者の爲の立嗣權者

- (1) 「次の者は死者の爲に嗣子を立てることができるか」
 - (イ) 「死者の妻又は死者の爲に節を守る許婚者(過門守貞)」 できる。
 - (ロ) 「死者の妾」 できない。
 - (ハ) 「死者の父母又は祖父母」 できる。
 - (ニ) 「死者の兄弟」 できる。
 - (ホ) 「族長(門長)」 できる。(できない。——安東)
 - (ヘ) 「親族會(門中會)」 できる。
 - (ト) 「右の外何人」 外に考へられない。
- (2) 「右立嗣權者數人ある場合、立嗣權を行使する者の順位如何」 祖父、祖母、父、母、伯叔父、伯叔母、

門長、門中會の順

- (3)(イ) 「右の者が立嗣する場合は、嗣父自らが立嗣する場合に比べて、何か特別の制限があるか」 無い。只、兄弟の子を立嗣する場合には何も問題はないが、遠い親族から貰ふ時には、有服の同族門中に諮る等、將來の紛糾を慮つて、獨斷で立嗣するやうなことは決してしない。又兄弟の子を立嗣する場合でも、門長には必ず報告する。

二 嗣子となる順位

- (1) 「嗣父となるべき者自ら立嗣する場合」
 - (イ) 「親族關係の親疏、年齢の長幼を標準とするか」 親疏を標準とする。年齢は標準としない。たと兄の養子には弟の長男を以てするのが順序である。
 - (ロ) 「右の標準によらずして嗣父となるべき者が、賢者及愛する者を選んで(擇賢擇愛) 嗣子とすることができるか」 できる。然しこれは七親等以内に限られてゐる。これを俗に七寸養子と言つて、此の範圍内ならば自由にやれるが、これ以外ならば、門中會議に諮らないと難しい。遠い親族に養子に行くことは、誰でも好まないし、殊に貧乏の家には養子にやりたがらないから、門中會議を開いて、養子にやるやうにときめて勸める場合が多い。
- (2) 「死者の妻、父母、祖父母等が、死者の爲に立嗣する場合」

(イ) 「親族關係の親疏・年齢の長幼を標準とするか」 親疏を第一とし、年齢は死者よりも尠いことを標準とする外別に標準とはしない。

(ロ) 「右の標準によらずして、立嗣権者(死者の妻父母等)の擇賢擇愛によるか」 然り。

(ハ) 「死者が生前嫌つてゐた者を立嗣することができるか」 できる。(できない——安東)

(3) 「親族會が死者の爲に立嗣する場合」

(イ) 「(2)の場合と同様か」 親族關係の親疏を最も重視する。

三 二人の嗣子

(1) 「二人の嗣子を立てることができるか」 できない。

四 遺言による立嗣

「遺言を以て立嗣することができるか」 できる。

五 立嗣の同意

(1) 「夫が立嗣せんとするときは妻の同意を要するか」 要する。

(2) 「妻ある者が嗣子となるときには妻の同意を要するか」 要する。妻は夫の附屬物だから、夫が養子に行けば妻も亦同時に伴いて行くから。(要しない——安東)

(3) 「嗣父となるべき者が自ら立嗣するには、父母又は祖父母の同意を要するか」 要する。

(4) 「死亡者の妻が立嗣するときは、亡夫の父母又は祖父母の同意を要するか」 此の場合妻には立嗣の権利がない。父母や祖父母が優先する。

六 出嗣契約の當事者

(1)(イ) 「立嗣は立嗣権者が嗣子本人とするか」 然らず。多くは親同志が當事者となる。

(2)(イ) 「立嗣は立嗣権者が嗣子の父母とするか」 然り。

(ロ) 「然りとせば本人の意見を徴するか」 徴する。但し幼い者は徴さない。

七 立嗣の手續

(1)(イ) 「立嗣には證書を作成することを要するか」 要しない。堂内(五親等以内)から養子を貰ふときは門中會議を開く要もなく別に證書も作成せず、近親者同志の信義に信賴する譯であるが、それより遠い親族から貰ふ場合は、門中會議を開き定め、そのことを完文(門中會議録)に止めておく。當事者間の契約書といったやうなものはない。

(2)(イ) 「立嗣の際親屬の者の立會を要するか」 要する。(祠堂に報告するとき立會する——安東)

(3)(イ) 「立嗣には儀式を擧げるか」 擧げる。

(ロ) 「擧げるとすればどういふ儀式か、詳細に説明すること」 先づ祖先の祠廟或は祠堂に禮拜し、次で養親及び家族の尊長親族等に禮をし、儀式を擧げ、家廟に申告し理由を告げ、披露宴を催す。招待の範圍は親

族のみならず部落の人や知友にも及ぼす。

(ハ) 「その他これを公に知らせる方法があるか」 別がない。

第五目 立嗣の效力

一 嗣親子及び生父母子の関係

(1)(イ) 「嗣親子の關係は實親子の關係と同一か」 道義上些も變らない。

(2)(イ) 「出嗣した生父母との關係は、出嗣せざる者と生父母との關係と同一か」 異なる。

(ロ) 「異なるとすればどういふ點が異なるか」 服喪の關係で異なつて來る。例へば、出嗣しない者は、

實父母が死ねば、杖期三年の喪に服するが、出嗣してをれば不杖期三年である。然し養父が死ねば杖期三年の喪に服さねばならない。

二 嗣子の出嗣前の子女

「嗣子となる者が、嗣子となる前に生んだ子女は、その父の出嗣に従つて、嗣親の孫となるか」 然り。養父の孫となる。

第六目 嗣親子關係の解消

一 合意離縁

(1) 「嗣子は嗣親と合意で、嗣親子關係を解消することができるか」 できる。(罷養といふ——安東)

(2)(イ) 「右の場合書面を作成することを要するか」 必要としない。唯罷養の場合は門中會議にかけその旨を宣言する。罷養とは一方の意思によつて解消することであるが、罷養することは非常にむづかしい。合意なら門中會議を開く必要もないが、争を生ずるから多く會議を開く。門中會議を開いたときは完文(決議録)に止めてその證據とする。(祠堂にその旨を報告する。)

二 嗣子に對する離縁原因

「嗣子に左の事情ある場合、嗣親は嗣親子關係の解消を求めることができるか(法律によらず慣習による。實例がなければ意見を述べること)」

(1) 「嗣父母又は嗣祖父母を虐待し、又は重大な侮辱を加へたとき」 できる。

(2) 「故なく嗣父母を遺棄したとき」 できる。

(3) 「徒刑に處せられたとき」 できない。

(4) 「家名を汚し又は財産を浪費したとき」 できる。

(5) 「嗣子の生死が長年不明のとき」 できる。然し年數によつて相當制限される。

(6) 「右の外如何なる場合」 別に考へられない。

三 嗣親に對する離縁原因

「左の事情あるときは、嗣子より嗣親子關係の解消を求めることができるか(法律によらず慣習による。實例

がなければ意見を述べること」

(1) 「嗣親が嗣子を虐待し又は重大な侮辱を加へたとき」 できる。(できない。實子と同様だから——安東)

(2) 「嗣親が故なく嗣子を遺棄したとき」 できる。(親を棄てることは飽く迄できない——安東)

(3) 「嗣親が徒刑に處せられたとき」 できない。

(4) 「右の外如何なる場合」 養家先が貧乏になつたからと言つて逃げて歸るのがある。然しこれは決して道徳的ではない。

四 生父子の無子と歸宗

「嗣子は生父母に子がなくなつた理由で、一方的に嗣親子関係を解消することができるか」 できない。然し已むを得ずとして門中會議を開くこともある。

五 離縁の效力

(1) 「嗣子の子女と嗣親との祖孫關係(祖父母と孫の關係)は、嗣親子關係の解消により消滅するか」 消滅する。

(2) 「嗣子は嗣父より贈與を受け、又は繼承した財産を、嗣親子關係の解消離縁の場合、實家に持ち歸ることができるか」 できない。殊に嗣子の都合で出る場合には絶対にできない。親から罷養された場合には幾らか

貰ふこともあるだらうが、その家の財産を持去ることは慣習上許されてゐない。中には親が財産を自分にくれりまで親を大事にしてゐて、自分の財産になれば持つて歸るやうな者がある。法律上その名義を書換へてをればできるかも知れないが、慣習上は許されぬ。

第三項 養 親 子

一 子女の收養とその目的

(1) 「他人の子女を收養して子女となす場合、その子女を何と稱するか(養子、義子、義男)」 收養子・女といふ。然しこれは非常に少い。收養子を養育すると親戚の者が悪く言ふ。

(2) 「右はどういふ目的で收養するか」 幼児でよるべき所なき者、遠くへ移住する爲に足手まとひとなる子を收養して呉れと頼まれる場合、捨子を子がいないからとて收養する場合などがある。

(3) 「立嗣の場合とその目的はどういふ點が異なるか」 收養子は相続はできないので、相続させる目的ではない。慈善の爲か、將來大きくして勞働させる爲か、多くは此の二つである。只三歳以下の幼児を自分の産んだ子のやうにしてひそかに育て、實子とするやうなこともある。これは財産の相続権はあるが、姓が分つてをればそれもできない。

「輯安」子がないとき親しい友人の子を貰つて来て養つたり、孤兒捨子などを養ふことはある。然し姓は改めることはできない。従つてこの養子は相続権もない。「子のない場合幼い子をひそかに自分の子のやうにして

育てる實例はないか」 假にさういふ風にして貰つて來た子を養親の姓にして置いても、子が眞實の姓を知れば必ず眞實の姓に改める。「姓が分らねば改めないだらう。右のやうな實例はないか」 本人に分らねば別だが本人に分れば必ず自分の姓に改める。習慣上本姓はあくまで改めない。對岸の高山鎮といふ村にかういふ實例があつた。崔に子がなく妻に幼い連子があつた。連子は崔と名づけた。そして中學まで出してやつたが、後で本當の姓は「桂」であることが分つたので桂の姓に改めた。

二 養親の資格

- (1) 「實子又は嗣子ある者が、養子女を收養することができるか」 相続とは關係がないからいくらでもできる。
 - (2) 「同時又は異時に、二人以上の養子女を收養することができるか」 前記の理由によつてできる。
 - (3) 「養子女を收養する者は既婚者に限るか」 限る。
 - (4) 「幾何の年齢に達すれば始めて養子女を收養することができるか」 年齢の制限はない。
 - (5) 「養親の年齢は養子女より年長者たることを要するか」 要する。
 - (6) 「養親は右の外如何なる資格を要するか」 別に資格は要らない。
- ## 三 養子女の資格
- (1) 「被收養者が親族である場合、その收養者より一輩低いことを要するか」 親族からは收養しない。外

戚から貰つた場合でも收養子と言はない。

- (2) 「既に死亡した者を收養して養子女とすることができるか」 そんな必要はない。
- (3) 「獨子が養子女となることができるか」 できる。捨子などはこれが多い。
- (4) 「一人が同時に夫妻關係なき二人以上の者の養子となることができるか」 できない。
- (5) 「養子女は右の外如何なる資格を要するか」 別に何等の資格も必要としない。

四 死亡者の爲の收養

- (1) 「死亡者の爲に養子女を收容することができるか」 後嗣の爲ではないのでできない。

五 遺言による收養子

「遺言を以て養子女を收養することができるか」 そんなことは見たことがない。(できる——安東)

六 收養契約の當事者

- (1)(イ) 「養子縁組契約は、養親が養子本人とするか」 然り。然しながら、金をやつて將來姘生などにする目的で女の子を收養する場合には、その親と契約する。
- (ロ) 「然りとせば養子本人は父母の同意を要するか」 要する。
- (2)(イ) 「養子縁組契約は養親が養子の父母となすか」 幼児の場合が多いので殆ど親同志が契約する。
- (ロ) 「然りとせば本人の意見を徴するか」 徴し得る者は徴する。(徴しない——安東)

七 收養の手續

- (1) 「養子女の收養には證書を作成することを要するか」 要しない。只前掲の如く、姪生とする目的ものは契約書をとる。
- (2) 「收養の際親族が立會ふことを要するか」 親族があれば立會ふが、親族のない者が多いから普通は立會はない。姪生にする目的のものにはある。
- (3)(イ) 「收養には儀式を擧げるか」 あげない。
- (ロ) 「その他これを公に知らせる方法があるか」 そんな方法はとらない。

八 收養の效力

- (1) 「養親子關係は嗣親子關係とどういふ點が違ふか」 非常に違ふ。これには繼承關係は伴はない。只養つてやるだけである。
- (2) 「生父母と養子との關係は、生父母と嗣子との關係とどういふ點が違ふか」 生父子との親子關係は依然として繼續する。寧ろ生父母との關係が強い。大きくなつてから親許に歸る例はいくらもある。

九 離縁

- (1)(イ) 「養親と養子は合意して收養關係を解消することができるか」 できる。
- (ロ) 「右の場合書面を作成することを要するか」 要しない。

(2) 「養子女に如何なる事情がある場合に養親が收養關係の解消を求め得るか。嗣親子關係の解消と比較すること」 收養子は養子(滿洲の嗣子)よりも軽い事情で解消できる。始めは可哀想だといふので養つてやつてゐるが、大きくなれば使用人と變りがないので、養親の隨意に解消できるし、收養子の方も同様に出て行く。

(3) 「如何なる事情がある場合に養子女が收養關係の解消を求め得るか。嗣親子關係の解消と比較すること」 前述の如き關係にあるので、嗣親子關係よりはすつと軽く考へられてゐる。

一〇 歸宗

「收養子は生父母に子がなくなつた理由で一方的に養親子關係を解消することができるか」 できる。

一一 離縁の效力

(1) 「收養子の子女と養親との親屬關係は收養子關係の解消によつて消滅するか」 收養子に對する考へ方は、親屬といふよりも寧ろ主従の關係と考へられてゐるので、かうした關係は起らない。

(2) 「收養子は養親より贈與を受け又は繼承した財産を離縁の場合實家に持歸ることができるか」 繼承關係は生じないので問題にはならない。又贈與することも極めて尠い。然し贈與されたものであれば持去ることは差支へない。

第四項 親權及尊長權

第一目 親權者

一 生父母

- (1) 「親権は父が單獨で行ふか」 然り。然し「親権」なる語はない。
- (2) 「父のないとき又は父が行ふ能はざるときは母が行ふか」 然り。
- (3) 「父母共に在るときは父母共同で行ふか」 共同で行ふが、父の方が強い。(父だけが行ふ——安東)
- (4) 「他家にある父又は母は親権を行ふことができるか」 できない。只母が伴れて行つた子に對しては前夫に権利がある。

二 繼父母、嫡母

- (1) 「繼父、繼母、嫡母は親権を行ふことができるか」 繼母、嫡母は行ひ得るが、繼父には親権がない。
- (2) 「嫡母と生母(妾)が並存するとき、妾の子に對し何れが親権を行ふか」 何れも行ふが、嫡母の方が強し。

三 嗣、養父母と生父母

「同一家に嗣、養父母と生父母とあるとき、何れが親権を行ふか」 朝鮮にはかうした同居の例はないので問題とならない。

第二目 親権の内容

- (1) 「親権者は未成年の子女に對し、次の權利義務を有するか」

(イ) 「子女の監護教育」 有する。

(ロ) 「どういふ種類の懲戒ができるか」 叱つたり、禁足を命じたり、鞭で叩いたりする。(叱責・榷伐等がある。榷伐とは細い木でふくらはぎを叩くこと——安東)

(ハ) 「子女の財産の管理、使用、収益」 できる。(子供に所有財産はない——安東)

(ニ) 「子女の財産の處分」 できるが家風によつて違ふので一概には言へない。

(ホ) 「子女の職業の撰擇又は居所の指定」 できる。

(ヘ) 「子女の行爲の代理」 できる。

(2) 「その他如何なる權利義務を有するか」 子に對する一切の行爲の代理を爲すことができる。

(3)(イ) 「子女は父母の教令(教訓、命令)に服するか」 教令といふ言葉はないが、家訓があつて皆そに服する。

(ロ) 「子女は成年後も之に服するか」 服する。

第三目 親権の制限及終了

一 生父母に非ざる父母の親権行使の制限

「親権を行ふ者が、母、繼父母、嫡母である場合、親権を行ふに付、生父の場合と異り、親屬會の同意を得る等何等かの制限があるか」 繼父は親権は行へない。その他の者に對しては、別に制限といふやうな強いものは

ないが、行ふ場合は、他の親族即ち伯叔父などの近親者の同意を得る必要がある。女にだけは任せない。女は自分一人でやらないのが普通である。

二 親權と家長權

親權者と家長とが意見を異にする場合何れによるか(例へば婚姻、養子縁組の同意) 戸主權が強い。昔から戸主に絶對權があるとされてゐた。(回答者は皆同一意見。安東も同様)

三 親權に服する期間

(1) 「子女は成年後も親權に服するか」 親が生存する限り必ず服する。

(2) 「未成年者にして既に結婚した男子は尙親權に服するか」 右に同じ。

四 親權の剝奪

(1) 「親權者はどんな場合に親權を剝奪せられるか(例へば親權を濫用し、又は著しく不行跡なるとき如何)」 剝奪は絶對にない。然しそんなときには子が服さない。「母親が著しく不行跡のときはどうか」 さういふ場合でも親權の剝奪は出来ない。母が子の重要な財産を處分するときは近親者の同意を要する制限があるから特に親權の剝奪といふことはない。

第四目 尊長權

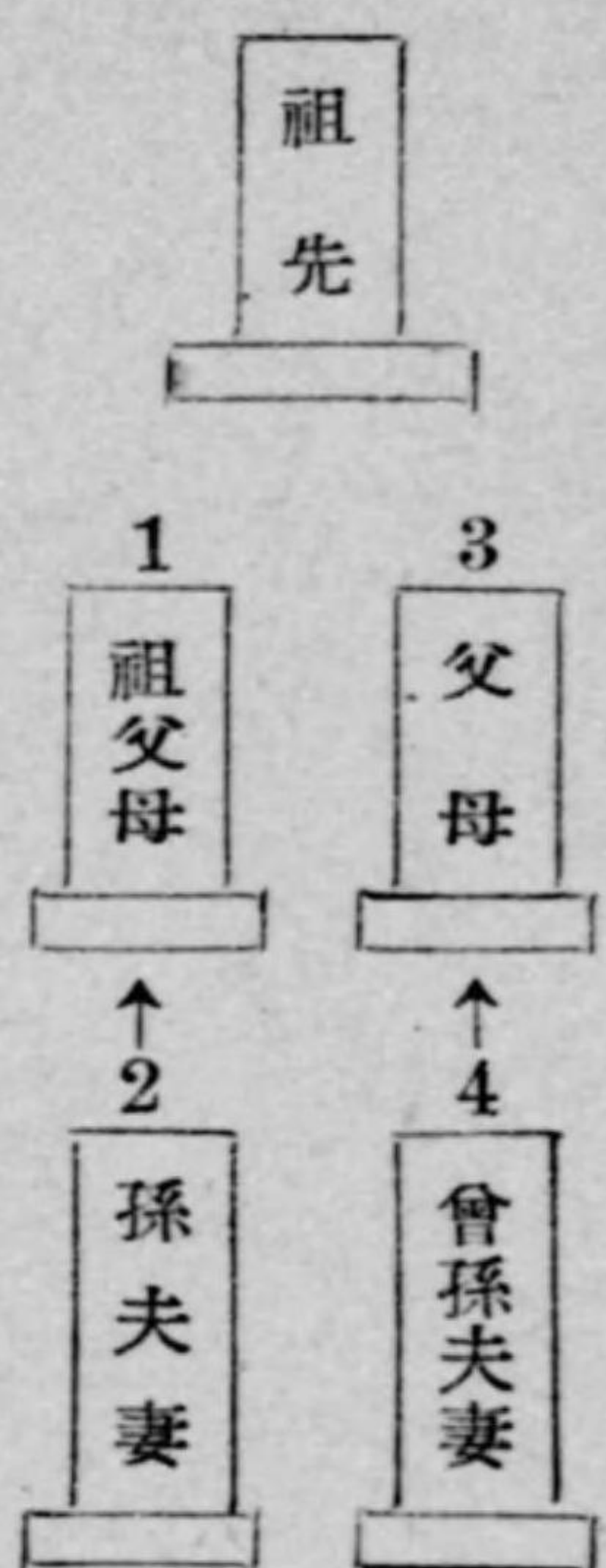
一 尊長權者

(1) 「父母の外尊長者は卑幼に對し尊長權を有するか」 有する。但し尊長權などの言葉はない。

(2) 「有すとせば父母の外に如何なる人が尊長權を有するか」 祖父母、伯叔父、教師など。朝鮮では君師父一體と言ふ言葉があり、君に忠、師に敬と云つて非常に教師を尊崇する。

二 尊長權の内容

(1) 「祖父母が尊長權を行ふ場合、その内容如何」 父母と殆ど同一である。祖父母は父母に對して親權を有つてゐるので、それが孫に流れて行く。但し成年になれば大體に於て子に任せるのが多い。又中流以上の家庭では、祖父母が生存中であれば、すべては祖父母に任せて父母は祖父母の命令に従ふことになる。これは昭穆關係の觀念によるものであつて、昭穆關係による位牌の排列順序に依れば、孫は祖に附くことになつてゐる。即ちその排列は次の如くである。



従つて祖父と孫とは近い。

(2) 「成年後も尙尊長權に服するか」 服する。

第七節 後見(監護)

一 後見の原因

- (1) 「次の場合後見人(監護人)を置いて之等の者及び財産を保護することがあるか」
- (イ) 「未成年者に對して親權を行ふ者が不在とき(託孤)」 ある。
- (ロ) 「心神喪失の常況にあるとき」 ある。
- (2) 「その他どんなとき」 外に考へられない。監護人とか護後人とかいふやうな言葉はない。後見人たるには戸主たる資格をもつてゐる者が未成年又は心神喪失の情況に在るときであつて、家族の中にさうした者があれば、その者のために面倒を見るのである。

二 未成年者の後見人の資格及順位

- (1) 「次の者は後見人となるか」
- (イ) 「父又は母の遺言で指定した者」 然り。
- (ロ) 「未成年者と同居する祖父母」 然り。
- (ハ) 「伯父又は叔父」 優先者がなければなる。

(ニ) 「家長」 戸主は然り。

(ホ) 「未成年者と同居せざる祖父母、外祖父母」 なることがある。

(ヘ) 「親族(門中)會議で選定した者」 右に同じ。

(2) 「その順位如何」 從來の慣習によれば、適否の如何に拘らず、親疏の順に従つてゐたが、實際問題からすれば、(イ)の方法がよい。(イ、ハ、ニの順——安東)

三 禁治産者の後見人の資格及び順位

- (1) 「次の者は後見人となるか」
- (イ) 「配偶者」 然り。(夫の兄、又は伯父、弟——安東)
- (ロ) 「父母」 然り。
- (ハ) 「禁治産者と同居する祖父母、兄弟、伯叔父」 然り。
- (ニ) 「家長」 戸主と解する場合には然り。
- (ホ) 「父又は母の遺言で指定した者」 然り。
- (ヘ) 「親屬會議で選定した者」 然り。
- (ト) 「その他どんな者」 外に考へられない。
- (2) 「その順位如何」 親疏の順によるか、或は遺言で指定した者。(ロ、ハ、イ、ホの順——安東)

四 後見人の職務権限

- (1) 「未成年者の後見人はどんな職務権限を有するか」 未成年者に対する一切の保護である。
- (2) 「禁治産者の後見人はどんな職務権限を有するか」 禁治産者に対する一切の保護である。

第八節 扶 養

一 扶養の権利義務者

「次の者は互に扶養の義務を負ふか」

- (1) 「配偶者」 負ふ。(負はない。女には財産所有権がない爲——安東)
- (2) 「直系親族間」
 - (イ) 「子女と父母」 負ふ。
 - (ロ) 「他家の嗣子となつた子と生父母」 順序は遠くなるが、道義上負はねばならない。
 - (ハ) 「他家の收養子となつた子女と生父母」 負ふ。
 - (ニ) 「出嫁した女と生父母」 順序は嗣子となつた者よりも更に遠いが、道義上負はねばならぬ。
 - (ホ) 「母に従つて他家に入り姓を改めない子女と母の後父」 負はない。
 - (ヘ) 「子女と繼父」 繼父といふやうなことは餘りない。

(ト) 「子女と繼母」 負ふ。

(チ) 「孫と祖父母」 負ふ。

(3) 「傍系親族間」

(イ) 「兄弟姉妹」

(A) 「同父母の場合」 負ふ。

(B) 「同父異母の場合」 負ふ。

(C) 「同母異父の場合」 負はない。

(ロ) 「父の兄弟及びその妻(伯叔父母)と姪及び姪女兒(オイ、メイ)」 負ふけれど薄い。

(ハ) 「父の姉妹(姑母)と姪及び姪女」 負はない。

(ニ) 「母の兄弟及びその妻(舅父母)と甥及び甥女(オイ、メイ)」 負はない。

(ホ) 「母の姉妹(姨)と甥及び甥女」 負はない。

(ヘ) 「その他傍系親族のどの範圍まで(右よりそれ〴〵世數が遠い場合)」 右に擧げた者以外にはない。

(4)(イ) 「家長と家族」 家長を戸主と解する場合には負ふ。

(ロ) 「家族相互間」 負ふ。

(5) 「岳父母と女婿」

(イ) 「贅婿と岳父母」 負ふ。

(ロ) 「一般のその他の女婿と岳父母」 絶対的ではないが負ふべきである。

二 扶養義務者数人ある場合

(1) 「扶養義務者数人ある場合その順位如何」 己れを中心として見た場合には左記の順序に従ふ。

1、配偶者 2、子 3、父母 4、孫 5、祖父母 6、兄弟 7、女婿 8、伯叔父母 9、姉妹

(2) 「同順位の扶養義務者数人あるとき」

(イ) 「その義務は平等に分擔するか」 然らず。

(ロ) 「最も資力ある者が負擔するか」 然らず。

(ハ) 「資力の割合に應じて負擔するか」 然らず。

(ニ) 「その他如何なる方法により負擔するか」 親の場合であれば長男が先に義務を負ひ、その他の場合であれば、被扶養者の意思による場合が多い。即ち日頃の感情を考慮して、好意を持つ者に依頼するのが普通である。

(ホ) 「通常以上のうち何れの方法によるか」 (二)の方法による。

三 扶養権利者数人ある場合

(1) 「扶養を要する者が二人以上あり、扶養義務者が全部を扶養する資力がないときはその順位如何」 當

事者間の愛情によつて解決される。

(2) 「同順位の扶養権利者数人あるときはどういふ方法で扶養するか」 右問に同じ。

四 葬式費用と扶養義務者

「扶養権利者が死亡して、その繼承人に葬式の資力がない場合、扶養義務者は葬式の費用を支拂ふ義務があるか」 ある。親疏の順によつて負擔する。

五 扶養の拒絶

(1) 「扶養義務者は放蕩怠惰な者に對し、扶養を拒むことができるか」 できる。

(2) 「右の場合父母祖父母に對しても、扶養を拒むことができるか」 できない。

第九節 親 族 會

一 親族會の事項

(1) 「親族會議を開いて重要な事項を議することがあるか」 ある。

(2) 「ありとせば親族會議では普通どんな事項を議するか」 墳墓、祖先の祭祀、族譜に関する事項を協議する場合に親族會を開く。又門中財産の管理處分門中の孝子節婦の表彰及び嗣子を立てる場合に遠い宗孫から立嗣せねばならぬとき、又はこれを離縁するときなどにも招集する。親族會を門中會と稱し、更にこれを宗會と

門會とに區別する。宗會は自分の一族即ち同本同姓全體を網羅する會議であり、普通は各派の代表者たる有司が集つて、特定の事項を協議する。一族中の分派を門と言ふが門會は召集範圍も狭く、單に自己の文派だけに限り、各戸主か又は戸主中の有力者が集つて、その門中の事項を協議する。

二 親族會の招集者

「何人が親族會を召集するか（當事者、法定代理人、家長、親族の最尊長者及び才望の顯著な者、その他の利害關係人）」 宗會は宗孫（本家の嫡子）又は宗長が主宰する。（門長或は同輩分中の最年長者——安東）

門會はその支派の宗孫又は門長の主宰によつて行はれる。尙此の會議の場合、始祖を祀るときは、各派の何人が参加しても差支へないが、女子は戸主であつても傍聴だけを許され、會議員としては認められない。

三 親族會員の資格

(1) 「親族會員は一般に同姓の親族を以て充てるか」 然り。

(2)(イ) 「異姓の親族が親族會員となることがあるか」 無いとは言へない。

(ロ) 「ありとせばどんな場合か」 妻の問題を議する場合には、妻方の親族も参加する。

(3)(イ) 「親族關係がなくて、當事者と密接な關係にある關切者（緣故者）が親族會員となることがあるか」 無い。只招じてその意見を徴することはある。

四 決議の方法

(1) 「親族會議は決議をするか」 することもある。

(2) 「決議をするにせば多數決によつて定めるか」 多數決ではない。（然り——安東）

(3) 「然らずとせば如何なる方法によるか」 先づ門中の有力者（有識徳望家）が下相談して取決めた上、それを皆に發表する程度である。従つて、それに對して意見の開陳はあつても、有力者の決めたことには殆ど反對はしない。

五 親族會議の效力

(1) 「本人は親族會議の結果に拘束されるか」 道義的には拘束を受けるが、反對すれば強制力はない。

(2) 「親族會議は召集者が参考の爲、會員の意見を諮るに止まるか」 然り。（否——安東）

相 續

第一節 通 則

一 宗祧繼承と遺産繼承

(1) 「一般に宗祧繼承（祖先祭祀の不斷）が行はれてゐるか」 然り。併しこんな名稱はない。親が死ねば祭祀も財産も皆長子が相續するし、祖先の祭祀も同時に義務として受繼ぐ。

(2) 「宗祧繼承人は必ず遺産を繼承するか」 然り。

(3) 「宗祧を繼承せずして遺産だけを繼承することがあるか」 無い。

二 繼承開始の原因

「次の場合繼承は開始するか」

(1) 「被繼承人が死亡したとき」 然り。

(2) 「被繼承人が出家したとき（喇嘛、和尚、道士、尼姑、女冠となつたとき）」

(イ) 「宗祧繼承」 否。（然り——安東）

- (ロ) 「遺産繼承」 否。戸主は普通出家しないが、出家するときも財産を持つて行く。(然り——安東)
- (3) 「右の外繼承の開始することがあるか」 失踪の場合がある。外は無い。隠居制もない。(隠居するとき、父家政を司る氣持なきとき——安東)

三 胎兒の繼承

「胎兒は宗祧及び遺産の繼承に付ては已に出生した者と同様に取扱はれるか」 然り。但しこれは男子に限る。これを遺腹子と稱してゐる。

第二節 宗祧繼承人

第一項 宗祧繼承人

一 男子

(1) 「宗祧繼承人は男子に限るか」 限る。

(2) 「然りとせばその理由如何」 女は必ず他家に嫁ぎ、相續はできず、他家から來た妻は姓が違ふので、祭祀は必ず男でなければならぬと考へられてゐる。従つて、女ばかりのときには、男の名前を借りて祭をする。

二 私生子

「私生子は認知された場合宗祧繼承人となり得るか」 男子に限りなり得る。尙結婚してゐなくても繼承する

ことはできるし、嫡子ない場合には庶子でも私生子でも繼承することができる。

三 宗祧繼承人の人數

(1) 「宗祧繼承人は一人に限るか」 限る。

(2) 「兄弟數人ある場合全部宗祧を繼承するか」 然らず。

四 宗祧繼承人の順位

「宗祧繼承人は一人に限るとすれば」

(1) 「親等の異なる者の間に在つては、その近い者を先にするか」 然り。

(2) 「先位にある者死亡した場合、その子孫を次位にある者より先にするか(例へば、長子死亡した場合長子の子を次子より先にするか)」 然り。

(3) 「親等の同じき者の間では、正妻の子を妾の子より先にするか」 然り。併し妾の子が男で正妻の子が女であるときは妾の子が先になる。妾と正妻の子がある爲に常に非常な争ひが起つてゐる。妾制度を根本的に廢絶すべきだと思ふ。

(4) 「正妻の子及妾の子を、認知を受けた私生子より先にするか」 然り。第一は正妻の子。但し妾の子と認知した私生子は同格、年の順による。

(5) 「各事項に付、同じ地位の者の間では年長者を先にするか」 然り。

(6) 「被繼承人の選擇によつて定めることがあるか」 無い。繼承は自然發生的に定つてゐる。

「輯安」——宗祧繼承人は一人に限り必ず長子が繼承する。

第二項 宗祧繼承の効果

一 祖先の祭祀

(1) 「祖先の祭りをするか」 行ふ。

(2) 「するとせば如何なる時期にするか」 六代以前の墓祭は皆定められた祭日がある。これを時享と言つてゐるが、此の日には親族皆集ることになつてゐる。又五代以後の忌祭はその冥日に行はれる。一般の墓祭に付ては、北鮮方面では九月の九の日、即ち九日、十九日、二十九日の何れかの日に執り行はれるか、最初の九の日が最も多い。南鮮では墓祭は陰曆の十月中であれば、何日でも一回やればよいことになつてゐる。

(3) 「右各時期の儀式如何」 儀式には忌祭、墓祭、正朝茶禮などがあり、すべては長門長子が主宰して行ひ、親族兄弟等は皆これに参列する。主宰者たるの表示は、初献をやることであり、亞献は主婦がする。長子の義務としては昔から奉祭祀接客と言つて祭祀を絶やさぬこと、賓客に接することは士家の禮節履行上の美風として、一門一家の主なるもの、即ち宗孫長孫等の獨特の任務とし、これだけは例へ子供を學校にあげなくても、必ず履行せねばならない。

忌祭は祖先の靈を祀るものであり、毎年その忌日に行はれる。國家に偉大な勳功を立てるか、或は世人の尊崇

を受けて居れば、特に承代奉祀の特典を有するので、此の分に付ては特に私家からは祭祀を行はない。

古典に「大夫は四祖を祀る」と言ひ、又「文武官六品以上は三代を祀り、七品以下は二代を祀り、庶人は則ち考妣を祀る」とあるが、現在はこれほど嚴格には行はれてゐない。

行事の時刻は一定してゐないが、昔は黄昏、日中、日出等を尚しとしたが、今日では多く夜半、次の日に移行する時刻に行はれてゐる。

墓祭は寒食（清明節）秋夕（中秋節）重陽（九月九日）又は他の適當な日を選んで年一回行はれる。此の場合参列する者は殆ど男だけであり、女は行かない。これは墓が諸方に散在してゐて、相當な遠道をせねばならぬからである。

正朝茶禮は正月の元日に行はれる儀禮である。此の外家禮としては、正、至、朔、望、俗節等があるが、現在はこのすべてに互つて殆ど行はれてゐない。

祭典の供物としては、小祥祭、大祥祭、忌祭には飯、羹（汁）、酒、果、脯（乾魚）醢（鹽辛）菜、醬等を供へる。然し一般には酒、果、脯だけを供へるが尙時としてはこれに餅類を加へる。

祭式の順序は、先づ祭日家宅の内外を綺麗に清掃整頓し、祭主は齋戒沐浴し、家族を率ゐて主宰するが、その各祭の次第を記述すれば次の如くである。

1、忌祭（虞祭、小祥祭、大祥祭の祭儀も皆同じ）

先づ祭饌と祭床を準備し、祭主は紙榜又は寫眞及び祭位とを奉安する。若しその家に祠堂を奉安するときは、祭主は祠堂に入り、香を焚き、神位と祭位を奉安する。又祭床の設備がなければ、小盤を設けて神前に進めることもある。

準備が整つたならば、男は東に、女は西に、各々神位に向つて並ぶ。そして祭主は先づ焚香再拜の上跪坐し酒盞を舉げて茅砂器に酒を注ぎ又再拜す。之を降神と云ふ。これは靈魂をお迎へすることである。茅砂器とは、砂鉢に砂を盛り、それに茅束を挿すが、松葉を束ねて代用することもある。そして之を香床の前に置く。それから祭主以下序立再拜す。これを參神と言つてゐる。但し祠堂の位牌を祭る場合は參神を先にし降神を後にする。

次に祭主は、神位前の盞盤を取り、執事をして酒を注がせ、これを神位前に進め、香卓前に跪拜する。執事者は神位前の盞盤を取り、跪いて祭主に渡すと、祭主はこれを受けて茅砂上に三除（少量宛三回に分けて注ぐ）した後、盞盤を再び執事者に渡し、執事者は更にこれを神位前に進め、そして飯や羹の蓋を取る。此の時一同跪坐して靜かに頭を垂れ、祝文を読む。祝文は參會者の一人が読み、此の間祭主以下は黙禱を捧げ、終つて祭主は更に跪拜する。これを初献と言つてゐる。

次は亞献であるが、亞献は主婦によつて行はれる。若し主婦がゐなければ、兄弟中の長幼の序によつて行はれる。その方法は、神前の酒盞を執つて退酒器（酒を空ける器）に酒を空けた後、初献と同様なことが行はれる。但し此の時には祝文は讀まない。尙祭事に際し、女は參列しないところがある。その場合は、兄弟中の初献者に

次々者がこれに當る。

次は終献であるが、これはその他の者がその長幼の序によつて當るが多くは女婿や外孫が之に當る。之は酒盞に添酌三回するだけが違ひ他は亞献と同じである。

これが終つて侑食となるが、侑食とは右添酌の後、匙を飯中に挿し、箸を肉の供物の上に正しく置き、そして闔門と稱し、主祭以下神位前を退出して門を閉めることである。廣間で行ふ場合は屏風を立廻す。これは神位が供物を食べてゐるので、その間靜かに食べ終るのを待つ意味である。

暫くして再び門を開き、祭主以下再び神前に並ぶ。これを啓門と稱し、斯して羹を撤し、その跡に茶を進める。茶の代りに熱水を進めるのが普通である。熱水とは飯鍋の飯を空けた後に湯を入れて掻き廻したもので、熱冷とも言つてゐる。そして暫くして匙や箸を皿の中に置く。これを點茶と言ひ、終つて祭主以下又跪拜す。之を辭神と云つて式を終り、神位を撤し、位牌ならば祠堂に納め、紙榜や祝文はこれを焼却する。

2、墓 祭

墓前に並び、祭主以下跪拜し、祭主は香を焚き、酒を注ぎ、墓前の砂上に注ぐ（茅砂器を使ふ處もある）。そして更に再拜する。次に進饌を行ふが、これは忌祭の場合と同様である。又その次の献酌は、單献或は三献を行ふが、祝文を讀まない處もある。そして祭主以下再拜して撤饌する。

尙墓祭の順序は、尊輩者たる祖先より順次行ふが、道順によつては必ずしもこれに隨はなくともよい。

3、茶 禮

季節に行ふものである。祭位を設け、紙榜又は寫眞を奉安して、忌祭と同様の順序で行はれる。只献酌は單献であり、祝文は讀まないのが普通である。因に紙榜とは戒名を書いた位牌であり、必ず夫妻同列に並べる。

(4) 「兄弟全部あるとき、全部祖先を祭るか」 然り。全部相會して祭る。

(5) 「然りとせば誰が主宰するか」 長門長子

二 宗祧繼承の内容

「宗祧繼承人は普通どんな權利義務を有するか」 祖先より遺された一切の財産を繼承する權利、及び初献者たり得る權利を有するが、義務としては、繼承財産の管理經營、祭祀を絶やさぬこと、或は家を代理して家務を處理することなどである。

三 宗祧繼承人と祭具

(1)(イ) 「宗祧繼承人は祖宗の木主(位牌)、肖像、祖先祠堂、家譜、祭祀の器具を繼承するか」 繼承する。

(ロ) 「祭田あるときは之をも繼承するか」、管理權を繼承する。

第三項 宗祧繼承制度の存廢

(1) 「宗祧繼承の制度は保存すべきか」 存すべきである。

(2) 「その理由を詳細に説明すること」

松山——從來通りにやれば、長男は殆ど祭祀に追はれねばならないので、これを少し簡單にすべきである。然しこれを法律で定めず道德に委せたのでは亂れてしまふ。此の思想は東洋道德の美點であるから残さねばならぬ。これを残さぬと、物質文明の今日、人倫道德が亂れてしまふ。

權藤——道德に任せておいた方がよい。元來此の制度は美風であり、嚴肅簡素にやるべきであるが、此の頃では殆ど形式に流れてしまひ、無駄に財産を浪費する傾きがあり、頗る煩雜でいけないから、法律では定めず、教育の力で此の慣習を良い方へ導くやうにした方がよい。(權藤氏は延吉地方法院鮮系審判官)

第二節 遺產繼承人

第一項 遺產繼承人

遺產繼承の觀念に付ては、漢民族とは著しくその趣を異にし、寧ろ日本に近似してゐる。故に本項に於ては、個別的に詳記する前に、回答者の述べるところにより一應概括的に繼承制度に付て記述しよう。

1、家督相續人は長男に限られ、次男以下は財産の相續權なく、父生存中財産の分與を受けるか、死後その相續人たる長男より財産の分與を受けるに止る。この點は日本と同様で、漢人と異るところである。女子の相續權のないことは漢人と同様である。故に若し男の子がなければ養子(漢人の嗣子)を貰はねばならなかつた。それ

は女は必ず嫁に行くので他人と同じだといふ考へ方である。随つて女だけの時は、養子を貰ふ迄保管するといふ形である。只昨年朝鮮にも創氏制度が生れたので婚養子をする者もあり、これからは變つて行くだらう。

2、女には嫁に行くとき多少財産を分けてやることもあるが、その額は極めて僅である。又弟にも幾らかの財産を分けてやるが、その率は一定しない。長男が多く取るのは、家名の維持、祭祀の義務を有し、或は母を養ひ、弟妹を養育結婚させねばならないからである。

3、妾の子は正妻の子たる嫡出子と區別して取扱ひ、嫡出の男子あるときは家督相続人たることを得ない。然し妻妾以外の女にできた子とは區別しない。この點日本と同様であつて漢人と異なる。

4、遺産相続は更に家督相続による財産相続と、家族の特有財産の相続たる日本の所謂遺産相続とに分けて考へるべきである。漢人では家産の相続も特有財産の相続も何れも遺産相続であるが、日本では遺産相続は専ら家族の財産の相続を指し、戸主の財産の相続と區別してゐる。朝鮮では祭祀相続、戸主相続を重視し家を重んずる結果、従来家族の特有財産を認めず、家族の財産は戸主の財産に歸したことは家産の項で述べたところであり、妻の財産も亦夫の財産に歸したことも夫婦財産制の項で説明したところである。故に家族死亡による遺産相続の觀念は從來餘りなかつた。唯近時個人主義思想が入つて來たため、家族の特有財産を認めるやうになり、家族の特有財産の相続なる觀念が生ずるに至つた。然し本調査地の人々にはこの區別が未だはつきりとはしてゐない。輯安の調査では妻は特有財産を有すること絶対になく、妻が實家より持つて來た財産は夫の所有となると答へ、戸

主が祖父で父が特有財産を持つてゐるとき父死亡し子二人あれば特有財産を誰が相続するかと問へば、父の長男が相続し次男に少し分けてやると言ふ。父が現に戸主でなくとも父の祭はその長男がするから長男が相続するのであると答へる。この點家督相続と異なるところは無い。個人主義的な遺産相続の觀念は未だ發達してゐない。以下漢人に對する調査項目に従ひ遺産相続といふ言葉を用ひたが、日本民法の所謂遺産相続ではなく、家督相続に伴ふ戸主の財産相続である。

一 遺産繼承人の範圍

「次の者は遺産繼承人となるか」(註、回答が前後多少矛盾したところがある。)

(1) 「配偶者及妾」

(イ) 「夫(妻、妾の死亡の場合)」 子供のない時には繼承人となる。

(ロ) 「妻(夫死亡の場合)」 子供のないとき右同。

(ハ) 「妾(夫死亡の場合)」 少しは分けてやるだらう。

(2) 「直系卑屬(父母死亡の場合)」

(イ) 「妻の子、妾の子」 然り。

(ロ) 「妻の女、妾の女」 遺産を請求した實例がある。できるだらう。

(ハ) 「養子」 然り。

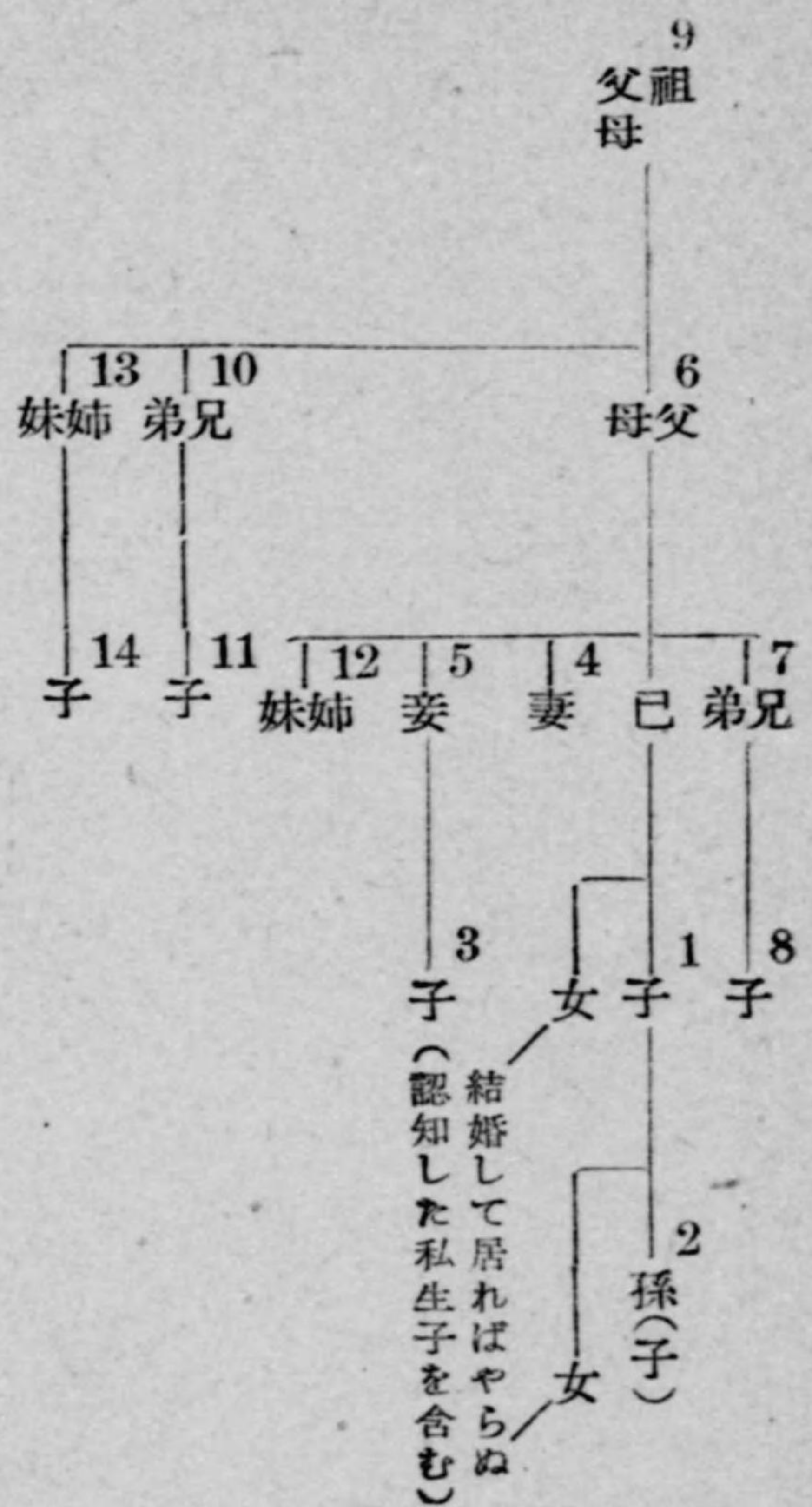
- (ニ) 「收養子」 然り。只當然ではなし。
- (ホ) 「養女」 できない。
- (ヘ) 「私生子」 然り。
- (ト) 「私生女」 できない。但し他に繼承者のない場合はできると思ふ。
- (チ) 「出繼子は生父母の遺産を繼承するか」 當然ではないが贈與することはある。
- (リ) 「收養子となつた者は生父母の遺産を繼承するか」 然り。
- (3) 「父母(子女死亡の場合)」
 - (イ) 「父母」 然り。
 - (ロ) 「養父母」 然り。
 - (ハ) 「收養父母」 然り。生父母があれば生父母が優先する。
 - (ニ) 「繼父」 できない。
 - (ホ) 「繼母」 できる。
- (4) 「兄弟(兄弟死亡の場合)」
 - (イ) 「同父母の兄弟」 子及父母のない場合にはできる。
 - (ロ) 「同父異母の兄弟」 右に同じ。

- (ハ) 「同母異父の兄弟」 できない。
 - (5) 「姉妹(姉妹死亡の場合)」
 - (イ) 「同父母の姉妹」 子及父母のない場合にはできる。
 - (ロ) 「同父異母の姉妹」 右に同じ。
 - (ハ) 「同母異父の姉妹」 できない。
 - (6) 「祖父母(孫、外孫死亡の場合)」
 - (イ) 「父の父母」 父や子がゐなければでき。
 - (ロ) 「母の父母」(外祖父母) 外に優先する人がゐなければでき。
 - (7) 「姪、姪女、甥、甥女」
 - (イ) 「兄弟の子(姪) (伯叔父姑死亡の場合)」
 - (ロ) 「兄弟の女(姪女) (伯叔父姑死亡の場合)」
 - (ハ) 「姉妹の子女(外甥、外甥女) (舅、姨死亡の場合)」
- 以上(イ)乃至(ハ)の場合他に優先する者がなければ繼承できるが、これは扶養義務とも關係があり、同宗の者が優先して繼承するため、同宗以外の者が繼承することは殆どない。
- (8) 「伯叔父、姑、舅、姨」

- (イ) 「父母の兄弟(伯叔父) (姪、姪女死亡の場合)」
 - (ロ) 「父の姉妹(姑) (姪、姪女死亡の場合)」
 - (ハ) 「母の兄弟姉妹(舅姨) (甥、甥女死亡の場合)」
- 以上(イ)乃至(ハ)は(7)に同じ。

- (9) 「家長(家族死亡の場合)」 大家族制を採らないので滿洲とは異ふ。戸主が繼承することもある。
 - (10) 「共に依倚せる家族」 他に優先する者がなければ出来る。
 - (11) 「女婿」
 - (イ) 「養老女婿(岳父母死亡の場合)」 右に同じ。
 - (ロ) 「其他の女婿(同上)」 右に同じ。
 - (12) 「その他何人」 これ以外の者でも、優先する者がなければ出来る。
- 二 遺産繼承人の順位
- (1) 「前問列擧の者が遺産繼承人とすればその順位大凡如何」

順位



「輯安」——「妾の子の相続順位」 正妻の子があるときは妾の子は家督相続権はない。慣習もさうである。「妾の男の子と正妻の女の子とあるときは」 妾の男の子が相続する。嫡子と庶子とは區別してゐる。庶子はたとへ年長であつても祭をするときは嫡子の方が席次が上である。「嫡子の弟と妾の男の子との間の分與額は」 妾の子の方に多く與へる。「近頃は妾の子との間に次第に差別を設けなくなつたといふではないか」 段々同じ待遇をするやうになつたが、家督相続権は依然嫡子にある。

(2) 「直系卑屬數人あるときは、常に親等の近い者を先にするか」 然り。

三 夫、妻、妾の遺産相続人

- (1) 「妻死亡の場合次の場合に夫は遺産の繼承権があるか」
 - (イ) 「子女あるとき」 無い。
 - (ロ) 「子女以外の繼承人あるとき」 有る。
 - (ハ) 「以上の者のないとき」 有る。
- (2) 「夫死亡の場合次の場合に妻は遺産の繼承権があるか」
 - (イ) 「子女のあるとき」 無い。
 - (ロ) 「子女以外の繼承人あるとき」 有る。
 - (ハ) 「以上の者のないとき」 有る。
- (3) 「妾は夫死亡の場合次の場合に遺産繼承権があるか」
 - (イ) 「子女のあるとき」 無い。
 - (ロ) 「子女以外の繼承人あるとき」 有る。
 - (ハ) 「以上の者のないとき」 有る。
- (4) 「夫は妾死亡の場合次の場合に遺産繼承権があるか」
 - (イ) 「子女のあるとき」 無い。

(ロ) 「子女以外の繼承人あるとき」 有る。

(ハ) 「以上の者のないとき」 有る。

「以上(1)乃至(4)の場合子女のあるときは配偶者は繼承権はないが、將來は幾分やる方がよい。

四 妻妾の再嫁と繼承財産

「妻及妾が遺産を繼承した爲他家へ再嫁して亡夫の家を出るときその繼承した遺産を持去ることができるか」
できる。(できない——安東)

五 父母、祖父母の繼承権

「父母、祖父母は、子たる繼承人ある場合にも、これと同時に遺産を繼承する権利があるか」 無い。

六 遺産繼承の代位

(1) 「被繼承人の死亡前に子が死亡したときは、その子の子が代つてその子の繼承分を繼承するか」 繼承する。

(2)(イ) 「右の場合、その子に子がいないときは、その子の妻が代つてその子の繼承分を繼承するか」 此の場合には多分分割するだらう。

(ロ) 「妾の場合も同様か」 分らない。多少やるべきである。

第二項 繼承分

第一目 法定繼承分

一 子の繼承分

(1) 「同地位にある數人の子あるとき(何れも妻の子、何れも妾の子の場合)その人數に應じて均等に繼承するか」 均等には分割しない。

(2) 「長男の繼承分は次男以下の子よりも多いか」 多い。その割合は一定しないが長男は必ず半分以上を取る。残りを弟に分ける。相続人は長男であるが、弟も分與を請求する權利がある。(三分の二は長男が取る。—安東)

(3) 「幼子の繼承分が他の子よりも多いか」 長男を除く他の兄弟よりは、幾分多い場合もあるし、逆の場合もある。平均の場合もある。多いのは、結婚費や教育費を見積るからである。中には勉強のできる者には學校にやつてやる代りに財産を分けてやらぬこともある。(實例については次の第二目指定繼承分参照)

二 妾の子の繼承分

(1) 「妾の子の繼承分は正妻の子と平等か」 平等と迄は言へない。(否—安東)

(2) 「平等でないとするればその幾割か」 一定しない。庶子の地位が幾分昂められて來たので、以前よりもよくなつたが、尙嫡出子よりも幾分少い。昔は嫡出子の大半半額位であつた。(權藤—從來は不平等であつたが、現在は平等が多い)。「輯安」—妾の子には嫡出子より幾分少し與へる。

三 私生子の繼承分

「認知を受けた私生子が遺産繼承權を有するとせばその繼承分は」

(1)(イ) 「正妻の子と平等か」 平等ではない。

(ロ) 「又はその幾割か」 妾の子と同じ。

(2)(イ) 「妾の子と平等か」 認知してをれば妾の子と同じ。(否—安東)

四 嗣子、養子の繼承分

(1)(イ) 「嗣子は妻の子と平等か」 平等ではない。

(ロ) 「又はその幾割か」 繼嗣として立嗣した以上それを無視することは出来ない。故にその後になれた子は次男としての分割分を受ける。嗣子たる養子が家督相続人となる養子を買つた後養父に子が生れたとき、養子には別に財産を分け、養父が實子と分家することがある。そのときは實子が財産を繼承するものもある。

(2)(イ) 「收養子は嗣子と平等か」 平等ではない。

(ロ) 「又はその幾割か」 收養子には繼承權を認めてゐない。然し兩者の感情次第によつては幾分やることもあるだらう。

五 養老女婿の繼承分

「養老女婿が遺産繼承權を有する場合その繼承分は」

(1) 「實子と平等か」 平等ではない。

(2) 「又はその幾割か」 殆どやらない。即ち権利を認めてゐない。只その兩者の感情が良ければ、幾らかやることもある。

六 嗣子養子の生父に對する繼承分

「他人の嗣子又は養子となつた者が、生父母の遺産に對して仍ほ繼承権ありとせば、その繼承分は、生父母の別の子の幾割か」 共に権利はない。共に親の慈悲によつては貰ふことができる。

七 夫、妻、妾の遺産繼承分

「前項第三問の場合、遺産繼承権ありとせば、その各繼承分の割合如何」 繼承すべき子がある時は繼承できない。優先して繼承する者を缺く場合にはじめて繼承することができる。只夫の死後妻と娘があつた場合には、妻が戸主になるので、財産は妻が繼承する。そして死後立嗣をすればそちらへ移る。娘は他家に行く者と考へられてゐるので繼承できない。然し妻では祭祀ができないので、その時は近親者たる男の名前を借りて祀る。

九 贈與、遺贈額の控除

(1) 「共同繼承人中被繼承人より贈與又は遺贈を受けた者があつたときは、その贈與遺贈額を、遺産中に加へて繼承分を決めるか」 然り。

(2) 「然りとせば受贈、遺者は遺産分割のとき、右により算定したる繼承分よりその受贈遺額を控除した残額を以てその者の取得分とするか」 さうすることもある。

第二目 指定繼承分

一 繼承分の指定

(1) 「被繼承人は通常の繼承分を變更して特に左の者の爲に繼承分を増加して指定することができるか」

(イ) 「長子」 有る。

(ロ) 「幼子」 有る。

(ハ) 「能力薄弱者」 有る。

(ニ) 「教育を受くべき子女(教育費として)」 有る。

(ホ) 「未だ結婚しない子女(結婚費として)」 有る。

(ヘ) 「愛する子」 有る。

(ト) 「その他何人の爲に」 外に考へられぬ。

(2) 「被繼承人は特に左の者の爲に繼承分を減少して指定することができるか」

(イ) 「特有財産を多く持つてゐる子」 有る。

(ロ) 「才能ある子」 有る。

(ハ) 「浪費の子」 ある。

(三) 「嫌悪な子」 有る。

(ホ) 「その他何人」 外には考へられぬ。

(3) 「(1)(2)の場合ありとせば、其の指定の方法如何」 大體は遺言である。生前處分することもある。大體は死かゝつた折に何か言ふことがないかと言つて聞くのである。

權藤——慶尙南道の金家は、小作料だけでも三萬石に上る財産家で、男の子七人、女三人あつたが此の生前處分の實例は次の如くであつた。長男には一萬五千石の土地を、次男以下には各一千五百石の土地を、娘三人にはそれ〴〵百石づゝの土地を分割してやり、殘餘は親の持分とした。一般にはつきりした標準はない。

自分の家では財産は全部長男に繼承せしめた。次男以下には充分な教育(大學)だけを施してやつた。

松山——京城の金某家は不動産として小作料一千二百石を收納し得る土地及び此の外に多額の不動産を所有してゐたが、これを遺言によつて次の如く分配した。

長孫(長男は既に死亡)には小作料五百石の土地と動産株券等約三萬圓、次男には小作料三百石の土地、(分配以前は家務はすべて此の男が處理してゐたので、一般から見れば分け前は多い)。妾の子二人には、それぞれ小作料百五十石の土地及び動産現金約一萬圓(妾に女の子があつたが己に嫁してゐたのでやらなかつた)、死者の弟には小作料百石の土地。

「輯安」——子が數人あるときは父が生存中に多くは次子以下に分與して分家させ、自分が死んだときには全財

産を長男が繼承する。生前分配しないときは長男が相續して、長男が責任を持つて次男以下に分けてやる。昔からさうして居つた。「昔はさうではなかつたのではないか」 ずつと昔からさうで、例へば親が死ぬとき千圓ありとせば半分を長男がとり、残り第二人に分けてやつた。長男が多くとるのは、祖先を祭つたり、母を養つたり、弟妹を教育したり、結婚させたりするのは長男の責任だからである。親が生前分配するときは子が成年になり獨立できるやうになつた折に次々にする。親が死亡して長男が相續後分配するときは、弟が獨立できるやうになるまで長男が養ひ、弟が獨立出来るやうになつた折に適當な額を與へるのである。弟は相續權はないので、父又は長男が適當な額を與へるのである。「弟に與へる額は弟の數などによつても異なるであらうが、その標準は」 福島——別段定つてゐないが、博川郡の金といふ人は土地の收益が一千石位あり、子が七人あり父の生前分配した。全財産を十分し、自分と妻及び長男が各十分の一、將來長男にやるべきものを妻の名義にしたといふに過ぎない。祭の資金を十分の一、残り十分の六を六人の子に各十分の一宛分配した。長男は父母の死後はその財産を相續し祭の費用を受繼ぐから、十分の四を受けることになる。第六人の内二人は成年に達し分家した、第四人は未成年者で學校へ行つてゐたが、分けた財産の収益はその者のために貯金をしてゐた。この分配方法は一般に相當であるとしてゐた。

二 指定の效力

(1) 「繼承人は繼承分の指定が甚だしく不公平な場合(特留分に反した場合)でも、常にこれに従はねばなら

ぬか」 假令遺言であつても道理に合はない遺言であれば従はねばならぬことはない是正することはあり得る。

(2) 「その指定が甚だしく不公平でない限り常にこれに従はねばならぬか」 従はねばならぬ。

第三目、特留分

一 特留分の存否

「被繼承人が、生前處分又は遺言に依つてその財産を處分する場合(例へば贈與又は遺贈) 繼承人の爲或る限度の財産を特留(遺留)することを要するか」 要する。

二 特留分の割合

「特留するを要するとせば、左の者の特留分はその繼承分の幾割か(慣習不明の時は意見を述べること)」

(1) 「直系卑屬」

(イ) 「妻の子」 割合は決つてゐない。(長男又は嗣子に限り二分の一——安東)

(ロ) 「妾の子」 右に同じ。(無し——安東)

(ハ) 「私生子」 右に同じ。(同——安東)

(ニ) 「嗣子」 右に同じ。(二分の一——安東)

(ホ) 「養子」 残さなくともよし。

(2) 「父母」 割合は決つてゐない。

(3) (イ) 「夫」 右に同じ。

(ロ) 「妻」 右に同じ。

(4) (イ) 「兄弟」 右に同じ。

(ロ) 「姉妹」 右に同じ。但し絶對ではなく。

(5) 「祖父母」 右に同じ。

(6) 「右の外の繼承人」 右に同じ。

三 特留分侵害の救済

「被繼承人がその財産を處分して、繼承人の特留分を害した場合、繼承人はその取戻しを請求することができるか」 特留分に付ては別にはつきりした割合は決つてゐない。遺言は重視するが、著しく不相當なときはその遺言には従はず、遺言により他に贈與した場合も相続人は従はぬであらう。

第三項 女子の繼承權と繼承分

一 女子の繼承權

「女子は左の場合遺産の繼承權があるか」

(1) 「他家へ出嫁したとき」

(イ) 「他に實兄弟、嗣子たる兄弟、又はその繼承人ある場合」 女子には權利を認めてゐない。

(ロ) 「右の者のない場合」 如何なる場合に於ても認められてゐない。

(2) 「未だ出嫁しないとき」

(イ) 「他に實兄弟、嗣子たる兄弟又はその繼承人ある場合」 前項に同じ。

(ロ) 「右の者のない場合」 右に同じ。但し他の繼承者ない場合は自然權利者となれる。

二 女子の繼承分

「女子に繼承権ありとせば、その繼承分は兄弟の繼承分の幾割か」 繼承権はない。

三 繼承分と家産の増減

(1) 「女子が出嫁後繼承開始迄の間に著しく家産が増減してゐる場合も右の場合によつて分割するか」 女子には繼承権を認めてゐないので、かうした問題は起らない。

(2) 「女子出嫁して繼承開始後遺産分割迄の間に著しく家産が増減してゐる場合も右の割合に依るか」 右に同じ。

四 遺産繼承後の出嫁

「他に繼承人ない場合、女子は全遺産を繼承するとせば、右遺産を持つて出嫁することができるか」 他に繼承人がなければ立嗣して繼がせる。これもない場合には、繼承ではなくして贈與の形でやる。その場合は持つて行つても差支へない。

五 養女の遺産繼承権

「養女に遺産繼承権があるか」 無い。

六 出嫁と財産の分與

(1) 「出嫁の費用は誰が出すか」 戸主

(2) 「女子が出嫁する場合、女子に相當の財産を分けてやるか」

(イ) 「實兄弟ある場合」 財産家であればいくらかやる程度、普通にはやらぬ。

(ロ) 「兄弟なく立嗣した場合」 此の場合には相當やる。殊に母親は強くやることを主張する。

(3) 「分けてやるとせば」

(イ) 「實兄弟の取得分の幾割位か」 額は一定してゐない。要するに親の慈悲による。

(ロ) 「嗣子の取得分の幾割位か」 右に同じ。

(4) 「女子出嫁後被繼承人死亡の場合相當の財産を分けてやるか」

(イ) 「實兄弟ある場合」 やらぬのが普通であるが、家に財産があれば幾分かやるだらう。

(ロ) 「兄弟なく立嗣した場合」 右の場合より多くやる。立嗣して外孫奉祀の場合は繼承人となるからである。

(5) 「分けてやるとせば」

(イ) 「實兄弟の取得分の幾割ぐらゐか」 決つてゐない。

(ロ) 「嗣子の取得分の幾割ぐらゐか」 前同。

七 女子に繼承權を認めることの當否及び理由

(1) 「女子に遺產繼承權を認めることの當否如何」 認めるべきだと思ふ。(同じ——安東)

「輯安」——女子に財産の相續權を認めることはよくない。

(2) 「その理由如何、詳細に説明すること」 松山——女であつても自分の娘に相違ない。然るに従來の慣習は、單に女であるとの理由から一切これを認めてゐないのは何といつても不合理である。殊に立嗣する場合、財産は殆ど他家からいつた嗣子のもとなり、自分の娘はみす／＼他家へ嫁がせねばならない。これは繼嗣の問題と共に非常に考へねばならぬ問題であると思ふ。故に將來は娘にも繼承權を與へ、女婿養子、外孫奉祀を爲さしむべきであると思ふ。

「輯安」——父の死後女があるときは、死んだ父のために養子を貰ひ養子が戸主となるのであるから、實女に相續權を認める必要はない。「實女に全然相續權を與へないでは人情に反するではないか」 女子は他へ嫁すべき者で嫁せば夫の家の者となり夫婦一體となる。特に妻の財産を所有する必要はない。女は出嫁するときは亡父のために養子を貰ひそれに財産を渡して出なければならぬ。若し養子を貰はぬときは同族の者に財産を渡して、その財産で祖先の祭をする様に頼んで置かねばならない。

(3) 「認めるとすればその繼承分は男子の幾割に相當するか」 長男と次男との差を、次男と女子との間につけたらよいだらう。

第四節 繼承の拋棄及限定繼承

一 繼承の拋棄

(1) 「遺產繼承を拋棄して債務の支拂を免れることができるか(被繼承人の債務が超過してゐる場合等に於て)」 これは二つの場合が考へられる。即ち一つは家督相續の場合であるが、これは拋棄できない。今一つの遺產相續の場合、これは場合によつてはできるだらう。然しながら、親の債務であれば、ことの如何を問はず拒否することはできない。

(2) 「できるとせばその手續如何」 別に決つた手續はない。聲明すればよろしい。

二 限定繼承

(1) 「繼承人は繼承に因て得た財産の限度でのみ被繼承人の債務及び遺贈を辨濟する責に任ずることができるか(被繼承人の債務超過の虞ある場合等に於て)」 かうした慣習はない。又親の債務であればそんなことはできない。それ以外なら或はできるかも知らない。

(2) 「できるとせばその手續如何」 別に決つてゐない。

三 父債子還

「如何なる場合でも親の債務は子が返さねばならぬか（父債子還）」返さねばならぬ。それは家督相續當時とは限つてゐない。その當時には無資力であつても、その後富裕者となつた場合には、債務者は償還を請求することができるし、債務者はそれを拒絶することはできない。これは戸主に對してばかりでなく、既に分家してゐる次男三男に對してもできる。かういふ場合債權者は（お前の親父の債權が俺のところにあるが、どうだあれを取戻さないか）といふ。それを拒絶すれば更に「お前はそんなに良い生活をしてゐるのに、お前の親父は死んでら迄仍ほ借金を背負はねばならぬのか」と言つて批難する。（親の借金は夢の借金でも拂はねばならぬと言はれてゐる——安東）

四 吃 大 片 肉

- (1) 「吃大片肉の慣習があるか」この慣習と似たものに擧板トギと言ふがある。
- (2) 「ありとせばどういふことをするか」全財産を投げ出すこと。即ち床迄擧げて提供することである。
- (3)(イ) 「擧板によつてその者は社會的制裁を受けるか（例へば公職に就き得ない場合）」別に何等の制裁も受けない。公職にも就き得る。
- (ロ) 「受けるとせばどんな制裁を受けるか」少し體面を汚すだけ。

第五節 繼承人の缺格及廢除

一 缺 格

「左に掲げた事由があるとき、當然繼承人（宗祧遺産）たる資格を失ふか（法律によらず慣習による。慣習なきときは意見を言ふこと）」家督相續遺産相續についても相續人たる資格をなくすることを聞いた事はない。然し意見として述べれば次の通りである。

- (1) 「故意に被繼承人又は繼承人となるべき者を殺し又は殺さうとしたとき」失ふ。
- (2) 「故意に被繼承人又は繼承人となるべき者が、死刑に該る罪を犯したことを誣告したとき」失ふと思ふ。
- (3) 「詐欺又は脅迫に因て被繼承人をして、繼承に關する遺言を爲さしめ又はこれを取消若は變更せしめたとき」失ふと思ふ。
- (4) 「詐欺又は脅迫に因て被繼承人が繼承に關する遺言を爲すことを妨害し、又はその取消若は變更を妨害したとき」失ふと思ふ。
- (5) 「被繼承人の繼承に關する遺言を偽造、變造、隱匿又は湮滅したとき」失ふと思ふ。
- (6) 「被繼承人に對し虐待又は重大な侮辱を加へた爲被繼承人より繼承することを得ざる旨を表示せられた

とき」失ふと思ふ。

(7) 「その他如何なる事由あるとき」 元來かうしたことに對する慣習や實例を聞いたことがないので、これ以上は考へられない。

二 缺格者の代位繼承

「右の場合繼承權を喪失した者の繼承人たるべき者は代位して繼承する權利を有するか」 有する。併し孫迄といふことはない。

三 繼承人の廢除

(1) 「嗣子、養子又は直系卑屬たる繼承人に左の事由あるときは、被繼承人は遺產繼承人たることの廢除を請求することができるか(法律によらず慣習による。慣習なきときは意見を言ふこと)」 意見として述べれば次の通りである。

(イ) 「被繼承人に對して虐待を爲し、又はこれに重大な侮辱を加へたとき」 できると思ふ。(できない——安東)

(ロ) 「疾病其の他身體又は精神の異常に因り家政を執るに堪へないとき」 これは自分の過失に因るものでないからできないと思ふ。

(ハ) 「家名に汚辱を及ぼすべき罪に因て刑に處せられたとき」 程度如何によつてはできると思ふ。

(ニ) 「浪費者として準禁治產の宣告を受け改悛の見込ないとき」 純粹の財産相続ならできると思ふが、家督相続は祭祀相続を兼ねることになるからできぬと思ふ。

(ホ) 「被繼承人を遺棄してこれを扶養しなかつたとき」 できる。(できない——安東)

(ヘ) 「右の外如何なる事由あるとき」 外に考へられない。

(2) 「右の場合祭祀繼承人たることの廢除を求めることが出来るか」 (イ)(ハ)(ホ)の場合はできると思ふ。

第六節 繼承人の曠缺

一 遺產管理人

(1) 「繼承人あること分明でないときは親屬會は遺族管理人を選任するか」 選任する。多くは近親者が當る。

(2) 「選任するとせば、その管理人は如何なる職務を有するか」 財産を管理するのである。

二 殘餘財産の歸屬

「債務辨済の上殘餘財産あるときは何人に歸屬するか(例へば國家、公共團體、祠堂、寺廟等)」 かうした場合には次の如き方法が採られてゐる。

- 1、相續人のないときは、寺廟に喜捨して祭祀を依頼する。
 - 2、門中財産に繰入れる。
 - 3、社會公共團體に寄附する。
- 以上のうち最も多いのは1で次が2である。

第七節 家産の分割

第一項 通 則

朝鮮では滿洲と異り家産の制度がなく、財産は家督相續人たる長子が單獨で相續し、次男以下には相當額を分與するに過ぎないことは前に述べた通りである。この點日本に於けると同じである。従つて父生存中次男以下に財産を分與し、又は父死後長男が相續して次男以下に財産を分與することはあつても、次男以下が權利として財産の分割を請求し得るものではない。單に贈與を受けるに過ぎないこととなる。この點に於いて兄弟が平等の繼承權を有する滿洲における家産の分割とは本質的に異つてゐるので、以下滿漢人に對する調査項目は當らぬ點が多し。

一 分割の時期

- (1) 「祖父母、父母の生存中家産を分割することがあるか」 有る。

(2) 「父母の喪期中に家産を分割することがあるか」 有る。別に喪期中禁ずる慣習はない。

(3) 「繼承の開始後普通何年ぐらゐを経て家産を分割してゐるか」 お葬式をすましてすぐやるのが多い。

二 分割の禁止

(1) 「遺言を以て遺産の全部又は一部の分割を禁止することがあるか」 そんな例は知らぬ。

三 直系親族間の分割

(1) 「直系尊屬と卑屬との間で家産を分割することがあるか」 有る。

四 家産分割と分家

「家産だけ分割して分家しないことがあるか」 朝鮮ではこの點滿漢人と全然異つてゐるので、分家に當つては任意に財産を贈與するだけのことである。

五 繼承權無き者に對する分與

(1) 「家産分割の際遺産繼承權のない家族に對して家産を與へるか」 與へることがある。

(2) 「被繼承人の妻、妾、娘に對しては、遺産繼承權のない場合でも家産を與へるか」 右に同じ。

(3) 「異姓の同居親族に對しても與へるか」 右に同じ。

六 留保財産

(1) 「家産分割の際祭田、祖先堂、祭器、墓地等の祭祀公業を家産より除外して留保するか」 長男の持分

に含まれてゐる。その爲に長男の取得分が多い。

(2) 「被繼承人その他の尊屬の養贍(扶養)財産、子女の婚嫁又は教育の資金を家産より除外して留保するか」 留保するが、その留保の形式は一定してゐない。或る場合は別にはつきり留保しておくこともあるが、多くの場合には長男が自分の持分として取つて置いて、これ等の支拂の義務を負擔し必要に応じて支出する。

第二項 分割の標準

一 分割の標準

朝鮮の相続法は一子相続であるから、平等相続をとる滿漢人の家産分割様式では律せられない。故に本項は省略する。

第三項 分割の方法及び手續

一 分割方法の決定

- (1) 「家産分割の方法に付て被繼承人が遺言を以て之を指定することがあるか」 有る。
- (2) 「遺言を以て分割方法の決定を第三者に委託することがあるか」 有る。
- (3) 「右(1)及び(2)の定めのない場合繼承人等が協議して定めるか」 然り。
- (4) 「分割に付て紛争の起つた場合親族知友によつて分割方法を定めることがあるか」 有る。
- (5) 「その他如何にして分割方法を定めるか」 一子相続であるから大體相続人が贈與したり、被相続人が

生前次男以下に分けてやる。

二 分割方法

- (1) 「左の方法によつて家産を分割することがあるか」
 - (イ) 「現物分割(例へば、土地と家屋と現金とある場合、これを三人に分割する場合には、各箇の家産に付各三等分するか)」 平均分割ではない。各人の取得分の割合によつて分割することはある。
 - (ロ) 「各人の好悪に依り、適宜に分割(前例に於て一人が土地、一人が家屋、一人が現金を貰ひ、過不足を金銭で償ふやうにするか)」 前答の割合に於てなされることはある。
 - (ハ) 「家産を賣却してその代金を分割」 右に同じ。
 - (ニ) 「家産を數分し抽籤による分割」 右に同じ。
 - (ホ) 「その他如何なる方法」 外に考へられない。
- (2) 「右のうち普通何れの方法に依るか」 普通兄の意見に従ふ。これが一番多い。長男たる兄は父と同じやうな權力を認められてゐる。又その妻は母の次に見られてゐる。その次は大體順序のとほりになつてゐる。
- (3) 「分割不能の財産はどう處理するか」 長男のものとしておく。

三 耕地の分割

- (1) 「耕地を現物分割する場合どういふ風に分割してゐるか」 世傳の土地といふのがある。これは次男三

男には殆ど分割してやらない。多くはこれ等の収益を以て他に財産を求めて分與する。何れにしても、世傳の土地の分割は萬已むを得ない場合に於てのみなされる。

(2) 「各土地を數次分割する結果各人所有の土地が狭小且分散して耕作に不便を來し、且生計を維持するに足らなくなるやうなことがないか」 無いとは言へないが、家督相續であるから、滿洲のやうなことはない。

(3) 「小家族(例へば夫妻及び幼児ある場合)で、自ら耕作して生活するには、その地方で最少どのくらいの土地を要するか(右の土地で穀物がどの位收穫できるか併せて述べること)」 一人前米約一石、夫妻及幼児では約三石あればよい。人數が多ければ多いほど漸減する。尙當地方では一反に付平均米一石、最上で約一石五斗の收穫がある。

四 債權の分割

「債權そのものを分割する場合どういふ風に分割してゐるか」 従來は、債權や債務は殆ど全部長男が繼承してゐた。別に定つた標準はない。條理によつてやつてゐる位である。

五 債務の分割

- (1) 「繼承人間の關係に於て」 債務を分割するやうなこともない。
- (2) 「債權者と繼承人間に於て」

長男が家督相續するのであるから、債務辨濟の責任は長男にある。従つて世間では長男に請求するであらう。たと長男が次男三男に財産を分けてやつてゐるやうな場合は、次男三男に金を出せと言ふこともあらうが、次男三男がいくら金持ちでも支拂を請求することは出来ぬであらう。然し「お前の親父は死んでからまで借金を背負つて苦しんでゐるぞ、證文を取戻す氣はないか」と言つて請求をすれば、若干の金を出して借用證書を返還して貰ふやうなこともある。遺産相續即ち戸主以外の者が死亡しその債務を相續した場合も同様である。

第四項 繼承分の處分及その買戻

朝鮮ではかういふ事實は考へられない。

第八節 僧侶道士等の繼承

一 俗家に對する繼承

「僧侶道士等として出家した者は、俗家に對し、宗祧又は遺産繼承權を有するか」 無い。

二 僧侶道士に對する繼承

(1)(イ) 「寺院を主持する僧侶道士等死亡したときその地位の繼承が行はれてゐるか」 然り。

(ロ) 「行はれてゐるとせば誰が繼承するか」 上席の上佐が繼承する。

(2) 「僧侶道士等の遺産は誰が繼承するか」 師僧が先師から相續した財産は、師僧の地位と共に寺の財産

として必ず上席の上佐に傳へる。上佐の數は一定してゐないが、必ず席順があつて、長男次男の關係になつてゐる。そこで上佐が相続する場合には、長男に當る上席の上佐が師僧の地位及び財産を相続し、次位以下は幾分かの財産を分けて貰つて分寺する。僧侶道士は従前は全くの出家で、世捨人であつたが、近頃は妻帯するやうになつた。十年ぐらゐ前に民籍ができてから、寺の外に家籍があり、自宅を持つやうになり、従つて寺の財産の外に特有財産を持つやうになつた。寺の財産は右の如き方法によつて相続されるが、個人の財産はその子が相続する。これは一般の相続方式と變らない。

第九節 遺言

第一項 通則

一 遺言の有無

「遺言をすることがあるか」 有る。これが普通。

二 遺言の方法

「遺言は普通書面に依るか口頭に依るか」 口頭が多い。死ぬときに臨んで何か言ひ残すことがないかと聞く、そのとき遺言する。

三 親族その他證人の立會

「左の場合親族その他の證人の立會を要するか」

(1) 「口頭に依る遺言」 普通近親者の男子が集る。

(2) 「自筆證書以外に依る遺言」 遺言をする代りに家訓にしておくことがあるが、問のやうな例はない。

四 遺言證書

「遺言證書には普通どういふ事項をどんな形式で記載するか」 證書は殆ど作らないから内容は分明しない。

五 遺言の執行

「遺言者が遺言執行人を指定しないときは普通誰が執行するか」 別に執行者を定めるやうなことはない。皆が遺言通りにする。

第二項 遺贈

一 遺贈の能否

「遺言を以て」

(1) 「その財産の一部を他人に贈與することができるか」 できる。

(2) 「財産の全部を他人に贈與することができるか」 否。

二 未出生の子に對する遺贈

(1) 「胎兒に對して遺贈を爲すことがあるか」 有る。

(2) 「未だ懐胎しない子に對して遺贈を爲すことがあるか」 無い。

第十節 葬式

一 葬式の主宰及喪主

(1) 「葬式は何人が主宰するか」 直系の長子。

(2) 「左の場合何人が喪主となるか」 朝鮮では喪主を主祭と言ひ、喪に服すべき妻や子などを喪主と言つてゐる。故に此の點區別する必要がある。以下この區別に従つて、問の喪主は主祭と解して記述する。

(イ) 「父母の葬式」 長男、若しゐなければ長孫。

(ロ) 「祖父母の葬式(祖父母の長子先に死亡し長孫ある場合)」 長孫。

(ハ) 「子の葬式」 長男であれば父が主祭となる。長男の場合は、子が親に對するのと同様、不杖期ながら親も三年の喪に服する。二男三男死亡のときは喪が短い。長男はそれだけ尊ばれる。禮に報服之義があり、長男は後に自己に代つて祖先の祭祀繼承者となる傳重性があるがため、長男(嫡子)に限り報服即ち子が父に對する服と同じであつて、長男の主祭者となる。然し俗に普通長男の長男が成年である場合は父は喪に服するも長孫が代理主祭となる。祝文等は父の名義で讀む。

(ニ) 「夫の葬式(子のない場合)」 死亡者が長男であれば前同、次男以下であれば妻が主宰を代行する。

女は正式の主祭になれぬので。

(ホ) 「妻の葬式」 夫が主祭となり、子及び子の妻は喪主となる。

(ヘ) 「その他の葬式」 右に準じて行ふ。

二 喪服

(1) 「着用の喪服は親族關係の親疏によつて區別があるか」 然り。

(2) 「どんな親族の喪に對してどんな喪服を着るか、詳細に説明すること」 四の(8)喪服の項参照。

三 埋葬の方法

「次の場合どういふ方法で埋葬するか」

(1) 「幼兒、未婚婦、妊婦などの死亡の場合」 特に區別はしない。只未成年者の場合は葬式を簡單にするだけである。但し妊婦の場合は、子供を生ましてから埋葬する。それは、一つの穴には二人は絶対に埋めし、又死んで迄子をお腹の中に入れておくのは永久な負擔で可哀想であり、又次の妻を貰つたとき死ぬとの迷信もあるからである。

(2) 「喇嘛信徒、回教徒、道士等死亡の場合」 喇嘛信徒、回教徒は朝鮮にはゐない。僧侶はまだ生きてゐるうちに立棺に入れて座禪を組ませる。そして火葬にして、骨は灰にして吹飛ばせる。墓も作らない。位牌だけ残して置く。故に一般人は、僧侶の悪口をいふときには、「生きてちよん髷があるか、死んで墓があるか」とい

ふ。
(3) 「その他一般の場合」 地師によつて先づ墓地を相し、埋葬する場合は南に面し夫を西に、妻を東にする。これは(神以西爲上)と言つて、西を尙しとするからである。そして夫婦を同穴とするが、必ず中間に隔壁を設け、それに穴をあける。靈魂の通路である。後妻は普通同穴に埋めないが、埋めるときは更に妻の東に埋める。妾は同穴には埋めない。

又位牌は栗の木で作る。栗の字は西の木と書くこと、及び苗を移植する場合、發芽した栗の實をつけねばつかないと信ぜられてゐること、更に容易に腐らないといふので貴ばれてゐる。

四 葬式の順序

「死亡後埋葬迄の順序を詳しく説明せよ」

(1) 「臨終」 呼吸を引取つたときには、近親皆枕頭に集つて號哭する。そして硬直しない前にその手足を伸し、手を胸のところと組合せ、足を細紙で括り、屍體を板で作つた靈床に移し、且つ死者の上衣を兩手で持つて屋根の上か庭の南に於て捧げ持ちながら、北向して死者の名を呼び、復々々と三回發聲する。これを告復と言ふ。招魂之意である。(北向とは幽陰に對するの意、三呼とは禮成於三の意)

松山——告復は號哭聲のため死者の魂が震動することを考へてできたものであると思ふ。將來は哭聲は出さず靜に殞命するやうにしたものである。禮の簡素を圖るがよい。

(2) 「主祭」 先づ主祭を立てる。主祭には長男がなる。長男が死亡してをれば長孫が立つ。要するに、主祭となることは相續の開始を意味し、喪中奠(祭祀)を主宰する。長男が既に死亡し、長孫がそれに代ることを承重といつてゐる。長男他行して不在の場合は、次男をして代行せしむることもある。又相續人未定の時は配偶者をして、配偶者がゐない場合は親等の最も近い卑族をして代行せしめる。但し此の場合は相續關係とは別箇である。

主祭は直ちに華飾(錦繡、紅紫、金玉、珠翠の類)を除き、屍前で號哭する。そして近親者代り合つて通夜をする。

(3) 「護喪」 親族知友中經驗のある者を選んで護喪とする。葬儀委員長の如き者である。即ち葬儀終了迄の一切の事務を掌るものである。

(4) 「訃告」 護喪の名を以て親戚知友に洩れなく訃告する。訃告には、死者の氏名、死亡の日時、告別及び葬儀の日時場所等を明記する。(葬第一號)

(5) 「襲斂」 死亡の翌日、主祭及び近親者若干人(死者男子のときは主祭及び男子、女の時は主婦及び婦人)の手によつて、死者の病衣を脱がせ、香水を以て身體を綺麗に洗拭し、縫衣を着せる。縫衣とは所謂死出の晴衣であり、結婚の際に用ひるやうな色物の衣服である。そして幅巾と稱する布で顔を覆ひ、耳に綿を詰め、目させ、合掌として、周衣(羽織の如き長衣)を着せ、或は道袍や團領を着せ、足袋、靴等を穿かせる(道袍も

團領も共に長衣、名稱は襟の様式で區別してゐる。終つて歛衾を屍體の下に敷き、棺に納め、棺内の空隙には、死者が生前愛用してゐた清潔な衣服などを詰める。この時は亦號哭する。

要するに、襲とは洗拭することであり、歛とは襚衣を着せて棺に納めることである。以前はこれを二回に分け、襚衣を着せることを小歛と言ひ、入棺を大歛と稱してゐた。又近親の手に依らず、歛匠等を雇入れて、これにやらせることもある。

小歛の際は飯舎の儀がある。貨幣を漬けた水に米を浸し、それを「飯舎々々」と唱へながら、三回口中に含ませてやる。

(6) 「靈座」 靈前に靈座を設けて、紙榜又は寫眞を掲げ、主祭以下その前に供物を捧げて跪拜する。供物は普通酒、果物、乾魚等である。

靈座とは靈位を安置する臺である。屍體を入棺した後、机或は椅子の上に魂帛又は紙榜を貼るか、又は寫眞を安置する。魂帛とは告復用の上衣の襟をとり、之を同心結の結方で造り、紙を以て包んで位牌にしたものであつて、栗の木の位牌のない家では之を三年喪の終るまで位牌に代用するのである。紙榜を用ふるときは木札を立ててその上に紙榜を貼りつける。(資第三號)

靈前には、前記供物の外、香爐、香盆、燭臺等を並べ、主祭以下喪服を着用して靈前に至り、喪主は香を焚いて後、單献して再拜する。單献とは酒盞に一回酒を注いで進めることである。此の時も皆號哭する。

(7) 「銘旛」 絹、紬或は綿布を用ひ、竿は竹又は木を使用する。銘旛は幅約一尺五寸、長さ約七尺のもので、朱地に白書するか、或は白地に黒書する。そして靈前にその右側に立てる。(資第三號)

(8) 「喪服」 主祭以下喪に服する親族は、襲歛終了の日に着換へる。喪服は麻又は木綿で作つた白地の周衣を用ひ、同じ色の頭巾を冠り、草鞋を穿き、杖を用ひる。又女は、同様の白地の服を着用する。舊例によるときは、入棺の翌日に成服祭を執行し、所定の喪服に着換へる。これを成服と言つてゐた。

(9) 「葬日」 朱氏家禮には、大夫以上は三月、五月。士以下は逾月として葬ると記載してゐるが、後世之を濫用し、資産家や上流階級になればなるほど此の葬送の日取りを長くする。そして先づ風水地師を聘んで墓相を占卜し、日官を招いて吉日を占はせ、それから「開塋城」が行はれる。これは主祭自ら、風の當らぬ日當りのよい、豫め墓地と定められた場所に赴き、地を卜し、穴を掘る場所を定めて地神に祭るのであつて、それが終ると、主祭は直に歸家してその旨靈前に報告する。右地神に祭るのは土地の神に許可を願ふものであつて、祭官には吉人を立て、酒、果物、乾魚などを供へ、酒を地に灌ぎ、香を焚いて再拜し、辭神して又再拜し、奠を撤して祝文を奏するのである。(資第四號)

ところによつては、死んでから三日目か五日目に假埋葬を行ひ、後日を選んで本葬を行ふところもある。

(10) 「永訣」 靈柩を喪輿に載せてから、北に向つて跪拜し(今柩を移して輿に就く。敢て告ぐ)と言ふ。但し妻以下卑族の場合は、敢て告ぐと言はず、茲に告ぐと言ふ。そして發引する前に永訣の式が行はれる。

永訣とは最後の告別である。靈柩を喪車又は靈柩車に移して後、その前に桌を置き、酒、果物、乾魚等を供へ、主祭は號哭しながら、香を焚いて單獻再拜し、祝文を読み、次で親戚知友順次香を焚いて再拜する。終つて發引し、一同これに躡從する。(資第五號)

(11) 「發引」 永訣が終ると、直に銘旛を先導として出棺する。主祭は靈位(寫眞又は魂帛、紙榜)を奉じてこれに躡從する。喪車に載せられた靈柩は、擔輦軍と稱する人夫によつて擔がれる。彼等は、途中大聲を發し、調子を取つて進んで行く。

(12) 「穿擴及び灰隔」 靈柩が到着する前に壙を掘り、その周圍を石灰、細砂、黄土を混じたもので固める。狐狸の進入、木根の蔓延を防ぐ爲である。

(13) 「下棺及成墳」 靈柩が墓地に到着すれば、先づ銘旛を竿から脱して棺の上に置き、その前に桌を設け、靈位を奉安し、香を焚き、終つてその棺を既にできてゐる壙の中に下ろし、土を覆ふて墳を作り、更にその上に芝草を植ゑる。

(14) 「慰安祭」 成墳後、前記の靈座を墓前に移し、酒、果物、乾魚等を供へた小桌を墓の左に設け、「祀后土」を行ふ。即ち土地の神に保佑を願ふのであつて、祝文を奏する(資第六號)。終つて靈座に供物を供へ、主祭から順次に焚香再拜して、最後の訣別が行はれる。

(15) 「虞祭」 虞とは家のことである。歸るに先だつて反魂祝文を読む(資第七號)。家に歸つてから、靈座を大廳又は適當な房舎の一隅に安置し、帳幕又は屏風で圍み、前方を開閉できるやうにして置く。終つて即時祭祀を行ふが、これを虞祭と稱してゐる。虞祭は普通剛柔日を選んで三回行ふのであつて、これを三虞と言つてゐる。此の時も亦祝文を読む。(資第八號)

(16) 「上食」 喪期中は、毎朝夕生前の如く食事を靈前に進供し、進饌後主祭は焚香して再拜し、次で親族一同も亦再拜する。舊俗によれば再拜する時號哭する。

(17) 「朔望展拜」 服喪期中の第一期間は、毎月一日、十五日に、主祭以下家族は靈前に於て展拜する。朔とは一日のことであり、望とは十五日のことである。又展拜の際は朝夕香を焚き、奠を供へ、號哭しながら再拜する。

(18) 「小祥祭及び大祥祭」 主祭は、服期の第一期満了日に小祥祭を行ひ、第二期の満了日に大祥祭を行ふ。服期の第一期満了日とは、死亡の日から計算して滿一年目を言ひ、此の日天明に祝文を奏して祭祀を行ふ。又服期の第二期満了日とは、死亡の日より起算して滿二年目を言ひ、小祥祭と同じく、天明に行ひ、祝文を読む。(資第九號)

(19) 「弔慰」 弔慰者は、喪家に對して哀悼の意を表し、靈前に於て號哭するのが普通である。松山——弔慰者の號哭は必ず禁止するが宜いと思ふ。實際に哀悼心あれば聲を出さなくても自然嗚咽となつて涙流れるが、此の弔哭の例は殆ど形式の儀であつて大きな聲を出すばかりであるからである。

訃告

某之某親某氏不幸某月某日某時特別世訃告

永訣式 某月某日某時某場所

葬式 某月某日某時某場所

年 月 日

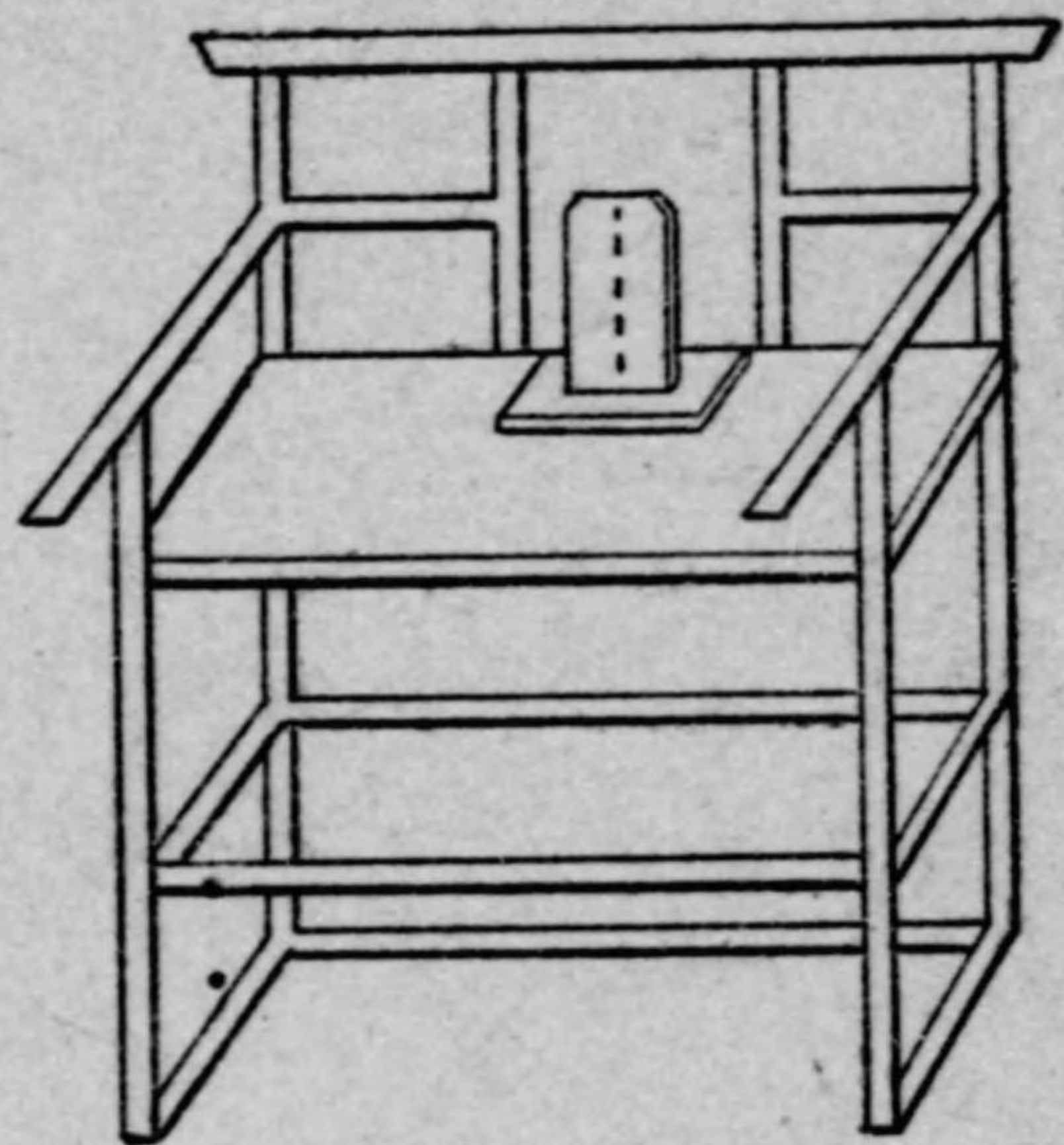
嗣子	某
次子	某
護喪姓	名

(表第二號)

紙榜書式

顯考府君神位

母の場合 顯妣某貫某氏
 祖父の場合 顯祖考府君
 祖母 顯祖妣某貫某氏
 官職あるものは 府君の上に書く
 妻 は 亡室某貫某氏
 兄 は 顯兄府君
 弟 は 某弟
 子 は 某子

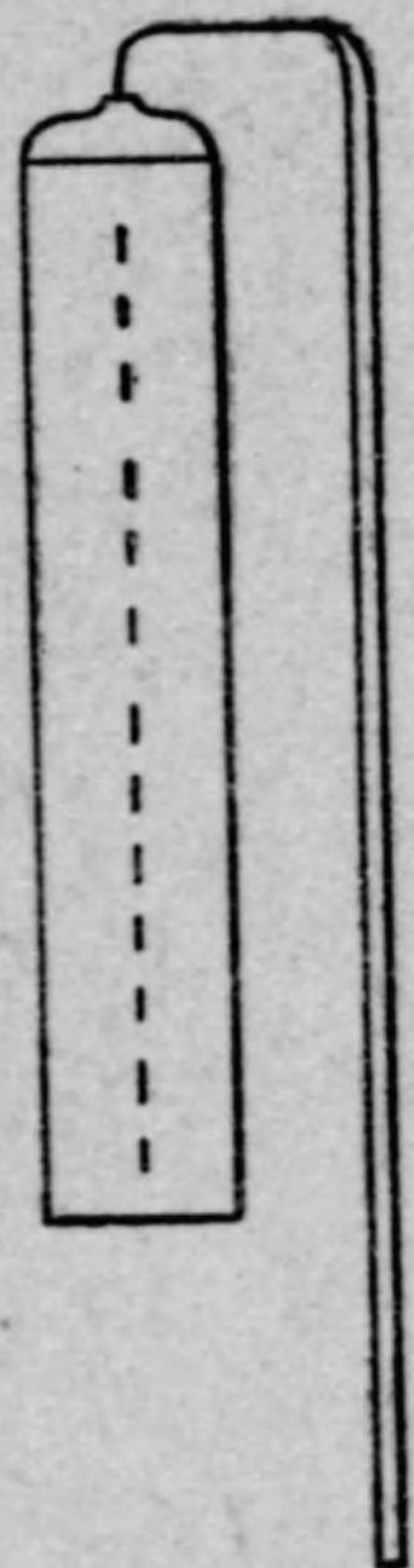


(表第三號)

書式

某貫某之柩

位階あるときは某貫の上に書く



第四部 延吉及輯安地方朝鮮人の慣習

(資第四號)

開塋域祝文

維歲次干支某月干支某日干支某官姓名敢昭告于 土地之神今爲某官姓名營建宅兆神其保佑俾無後艱謹以清酌脯醢薦于神尙嚮(女の場合は某封某貫某氏と書く)

(資第五號)

永訣式祝文(本祝文は靈柩を喪擧又は靈柩車に載せた後に讀む)

靈輻既駕 往既幽宅

載陳遺禮 永訣終天

(資第六號)

祀后土祝文

維歲次云云土地之神今爲某官姓名(内喪は某封某貫某氏)寔茲幽宅神其保佑俾無後艱謹以清酌脯醢薦于神尙嚮

(資第七號)

反魂祝文

維歲次云云孤哀子某敢昭告于(無父は孤と言ひ無母は)顯考某官府君(母は顯妣某封某貫某氏とし、承重は顯考妣何々とし、伯叔父母は從子某敢昭告于顯伯父叔母伯

母とし、告嫂には云某敢昭于顯嫂とし告兄及告姉には云弟某敢昭告于顯兄顯姉とし、妻には云夫姓名昭告内室某々とし、告弟には内弟某、告子には云父告于内子某とし告姪孫にはこれに倣ひ、婦が舅姑を祭るには云新婦某氏云云顯舅顯姑云云とする。又夫を祭るときは云主婦某氏顯辟と)形歸宅窆神返室堂木主未成伏唯尊靈(卑幼には)依舊是憑し、外祖父母、收養父母は敢昭告于某々とする)

(資第八號)

虞祭祝文

維歲次云云孤子某敢昭告于(母喪以下は親に)顯考云云(屬親に從つ)日月不居奄及初虞夙興夜處哀慕不寧(告には悲念相續心焉如燼、告弟には悲痛狼至情何可處、告兄には悲)謹以(妻以下は單)清酌庶羞哀薦(旁親は應此妻)痛無已至情如何、告妻には悲悼酸若不自勝堪、子以下は告于……)給事(再虞は虞事、三虞は成事、卒哭は成事)尙嚮(讀終つて喪主は再拜する)尙嚮(小祥は常事、大祥は祥事、禫祭は禫事)尙嚮(卒哭祭は孝子と稱する)

(資第九號)

小大祥祝文

維歲次「干支」何月「干支」朔何日「干支」孝子某敢昭告于 顯孝府君日月不居奄及小祥(大祥)夙興夜處哀慕不寧謹以清酌庶羞薦常事(祥事)尙嚮
註 孝子とは「奉祀日孝」の義である。

五 服喪とその期間

(1) 「次の者が死亡した場合喪に服するか」

第四部 延吉及輯安地方朝鮮人の慣習

- (イ) 「父母」 然り。
 - (ロ) 「祖父母」 然り。
 - (ハ) 「曾祖父母」 然り。
 - (ニ) 「高祖父母」 然り。
 - (ホ) 「父の兄弟及びその妻」 然り。
 - (ヘ) 「外祖父母」 然り。
 - (ト) 「夫死亡の場合」
 - (A) 「妻」 然り。
 - (B) 「妾」 然り。
 - (チ)(A) 「妻」 然り。
 - (B) 「妾」 然り。
 - (リ) 「妻の父母」 然り。
 - (ヌ) 「兄弟姉妹」 然り。
- (2) 「服すとせばその各期間如何」

服別	親族の類別	喪期	總期間	第一期	第二期	摘要
直系	父母、祖父母、曾祖父母、高祖父母 <small>(祖父以上は承重)</small> 長子	十四日	三年 <small>(滿二年)</small>	一年	服期間の總 第一期は總 服期間と一 殘期を除く	
本宗	祖父母、伯叔父母、姑 <small>(出嫁せざるものに限り)</small> 妻、兄弟、姉妹、 <small>(出嫁せざる者に限り)</small> 長子の婦、兄弟の子、兄弟の女 <small>(出嫁せざるものに限り)</small> 衆子、女 <small>(出嫁せざるものに限り)</small> 嫡孫、嫡曾孫、嫡玄孫、 母 <small>(父生存中の者に限り)</small>	十日	滿一年	百日	右	
本宗	姑、姉妹、從父兄弟、 <small>(已れの從兄弟にして未だ出嫁せざる者に限り)</small> 女、兄弟の女、兄弟の子の婦、衆子の婦 孫女 <small>(嫁せざるものに限り)</small> 衆孫	七日	九月	五十日	右	
本宗	曾祖父母、從祖祖父母 <small>(祖父の兄弟)</small> 從祖父母 <small>(父の兄弟)</small> 從 祖姑 <small>(父の從姉妹嫁せざる者に限り)</small> 從祖祖姑 <small>(祖父の從姉妹嫁せざる者に限り)</small> 兄 弟の妻、從祖兄弟 <small>(已れの再從兄弟)</small> 從祖姉妹 <small>(已れの再從姉妹嫁せざるもの)</small>					

第四部 延吉及輯安地方朝鮮人の慣習

宗	五	服
高祖父母、族曾祖姑(嫁せざる曾祖の姉妹)、族曾祖父母(曾祖の兄弟) 族祖父母(曾祖の兄弟)、族祖姑(曾祖の姉妹) 族兄弟(已れの兄弟)、族姉妹(已れの姉妹) 族父母(父の再嫁の姉妹)、族姑(已れの三姉妹) 從父兄弟の妻(已れの妻)、從父兄弟の子の婦(已れの妻) 從父兄弟の女(已れの女)、從父兄弟の子(已れの女) 從祖兄弟の女(已れの女)、從祖兄弟の子(已れの女) 從祖兄弟の孫(已れの孫)、從祖兄弟の曾孫(已れの曾孫) 兄弟の曾孫、兄弟の曾孫女(已れの曾孫) 兄弟の孫女(已れの孫女)、衆曾孫、曾孫女(已れの曾孫) 兄弟の曾孫、兄弟の曾孫女(已れの曾孫) 孫女(已れの孫女)	高祖父母、族曾祖姑(嫁せざる曾祖の姉妹)、族曾祖父母(曾祖の兄弟) 族祖父母(曾祖の兄弟)、族祖姑(曾祖の姉妹) 族兄弟(已れの兄弟)、族姉妹(已れの姉妹) 族父母(父の再嫁の姉妹)、族姑(已れの三姉妹) 從父兄弟の妻(已れの妻)、從父兄弟の子の婦(已れの妻) 從父兄弟の女(已れの女)、從父兄弟の子(已れの女) 從祖兄弟の女(已れの女)、從祖兄弟の子(已れの女) 從祖兄弟の孫(已れの孫)、從祖兄弟の曾孫(已れの曾孫) 兄弟の曾孫、兄弟の曾孫女(已れの曾孫) 兄弟の孫女(已れの孫女)、衆曾孫、曾孫女(已れの曾孫) 兄弟の曾孫、兄弟の曾孫女(已れの曾孫) 孫女(已れの孫女)	從父姉妹(已れの姉妹)、從父兄の子(已れの子)、從父兄弟の女(已れの女) 兄弟の孫、兄弟の孫女(已れの孫) 孫女嫡孫婦(姑生存せざる者に限る)、嫡曾孫婦(上)嫡支孫婦(上)
五日	五日	十五日
五月	五月	三年
三十日	三十日	一年
右	右	右
同	同	同

降	三	三	三	八	母	父	三
從父兄弟、從父姉妹、衆孫	伯叔父、姑、兄弟、子、兄弟の女、嫡孫、嫡支孫、姉妹、兄弟の子	伯叔父、姑、兄弟、子、兄弟の女	伯叔父、姑、兄弟、子、兄弟の女	伯叔父、姑、兄弟、子、兄弟の女	異父同母の兄弟、不同居の繼父、庶母、乳母	同居の繼父、嫁したる母(父死して再嫁せる者)、出母(離縁せられたる生母)	嫡母、繼母(再嫁すれば無服)、養母(同宗及三歳以下の遺棄者をして母なき者に對し父が他母の妾をしてその母たらしめた者)
長殯五日 中殯五日 下殯五日	長殯七日 中殯七日 下殯五日	長殯七日 中殯七日 下殯五日	長殯七日 中殯七日 下殯五日	長殯七日 中殯七日 下殯五日	七日	十日	十四日
五月	五月	五月	五月	五月	九月	滿一年	三年
三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	五十日	百日	一年
右	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同
	長六歳以上 中六歳以上 下二歳以上 遺棄者 八						

宗降服の人たる本とたし			出嫁したる女			
父、母	伯叔父母、姑、兄弟、姉妹、兄弟の子	曾祖父母、従祖父母、兄弟の妻、従父の姉妹、兄弟の子の婦、姉妹の子	高祖父母、従祖祖父母、従祖祖姑、従祖父母、従祖姑、従祖兄弟、従父父兄弟の妻、従父姉妹、従父兄弟の子、姉妹の子の婦、兄弟の孫	父、母	祖父母、伯叔父母、姑、兄弟、姉妹 <small>(未婚に限り)</small> 、兄弟の子、兄弟の女 <small>(未婚に限り)</small>	姑、従父兄弟、姉妹、従夫姉妹 <small>(未婚に限り)</small> 、兄弟の子の婦、兄弟の女
五	七	十	五	五	七	十
日	日	日	日	日	日	日
五月	九月	滿一年	三月	五月	九月	
三十日	五十日	百日	三十日	三十日	五十日	百日
右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同

生降服	
曾祖父母、従祖祖父母、従祖父母、従祖姑 <small>(未婚に限り)</small> 、従祖祖姑 <small>(未婚に限り)</small> 、従祖兄弟、兄弟の妻、従父姉妹、従祖姉妹 <small>(未婚に限り)</small> 、従父の兄弟の子、従父兄弟の女 <small>(未婚に限り)</small> 、兄弟の孫、兄弟の孫女 <small>(未婚に限り)</small>	五 日 三月 三十日 右 同

六 禁 忌

「服喪中如何なる行爲が禁止せられてゐるか(例へば婚姻の禁止)」 服喪中従來は次の如き行爲を禁止してゐた。今は此の全部に互つて行はれてゐないが、それでも葬式がすむ迄(約三ヶ月間)は禁忌する者が多い。

衣服は素服(色物でない白い着物)を着る。

枕は縄で造つたものを用ひ、草履は荒い粗末なものを履く。

肉を食はず(但し酒は禁ぜず、しかし酔ふに至らざる程度)

夫婦同床せず。詩を作らず、唄を唄はず。

結婚せず。

慶事に出席せず。宴會に出ず。

外出せず。外出するときは傘のやうな冠をかぶる。天を見ないためである。公門をくゞらない。

「喪不着」と言つて判も押さず、書判もせず。

附 立法上の意見

「親屬繼承法の立法に付意見あらば記せ」

滿洲に於ける朝鮮人を、満系と同一に取扱ふことは不合理である。それは、朝鮮に於ける朝鮮人の外に、滿洲に於ける朝鮮人といふ特別なものを作ることになるからである。従つて、滿洲に於ける朝鮮人だけを滿洲人と同一に取扱ふことは承服できない。滿洲と朝鮮とは境を接し、常に往來してゐる。それに朝鮮に居る朝鮮人と滿洲に在る朝鮮人とが適用を受ける身分法が異つては、法律關係が複雑になり、且不便である。法律、教育すべてについて同様なことが言へる。日滿は一體なのであるから、在滿の朝鮮人も朝鮮と同一の身分法の適用を受けるやうにして欲しい。(參列者全部)

昭和十九年六月二十日 初版印刷
昭和十九年六月二十五日 初版發行(一〇〇〇部)

滿洲家族制度慣習調査 第一卷
 總定價金 十七圓
 特別行爲費 一圓
 相當額金 一圓
 合計金 十八圓

法會代表者 滿洲國司法部内
 江 草 四 郎 茂
 前 野
 作 者 江 草 四 郎 茂
 行 者 江 草 四 郎 茂
 刷 者 (東京區) 内 田 作 之 輔
 東京都牛込區山吹町百九十八番地

發行所 東京都神田區保町二丁目十七番地
 有 斐 閣
 本 店 電話九段三三三・三三三
 電話日原東京三三〇番
 本 郷 支 店 東京都本郷區大正門前
 電話小石川一九二〇番
 滿洲有斐閣 新京特別市水榮町一ノ九

配給元 東京都神田區
 淡路町二丁目九番地
 日本出版配給株式會社

東京・秋原印刷所・牛込

IF 2A 56

